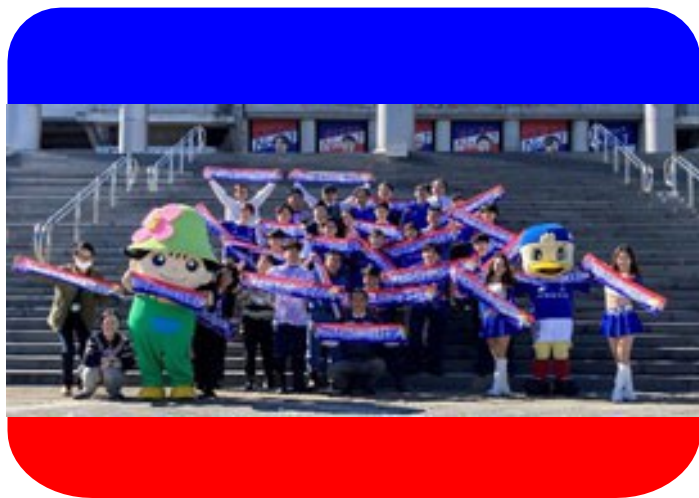


港北MMダンス 完成！



様々な世代の方と一緒にいる機会、家族や身近な人と一緒にいるきっかけを通じて、高齢者のフレイル予防と社会参加を目指します！

ぜひ、高齢者のみでなく、孫・子ども世代まで、地域の活動に取り入れて地域全体の元気づくりにご活用ください♪



『港北MMダンス』は、
 ★高齢者のフレイル予防を目指した体操
 ★筋トレとストレッチの要素、チアリーダーの動きを取り入れ、音楽を口ずさみ楽しめるような体操
 ★横浜市総合リハビリテーションセンター監修による体操です。

※MMは、「ミズキー」のMと「マリノスケ」のMです。

👉横浜F・マリノスのサポーターズソングに合わせて、横浜F・マリノスのマスコットキャラクターの「マリノスケ」、オフィシャルチアリーダーズの「トリコロールマーメイズ」、港区キャラクター「ミズキー」も一緒に行っているみんなでやってみた！Verです。

★地域の活動に取り入れて、楽しんで行ってください!!

もっと詳しく
「立位編」「座位編」
Verもあります！



詳しくはこちら>

フレイル予防は、

①運動 ②口腔 ③栄養 ④社会参加
が大切

フレイルとは、

体力や気力、認知機能など、からだところの機能(はたらき)が低下し、将来介護が必要になる危険性が高くなっている状態です。

早く気づいて予防することで、状態の維持・改善が期待できます。

≪予告≫ 令和7年6月から
『港北MMマイスター』を募集予定!!

※『港北MMマイスター』とは、
「港北MMダンス」と「フレイル予防」について学び、自分で取り組みながら、周りにも広めてくれる人。
フレイル予防に関する知識を段階的に学びます。
(1コース全5回予定)

【問い合わせ先】

港北区高齢・障害支援課

電話：045-540-2321

FAX：045-540-2396



市連会 3 月定例会説明資料
令和 7 年 3 月 12 日
市民局パスポートセンター

新たなパスポート（2025 年旅券）の発給と申請手続等の変更点について【情報提供】

1 趣旨・概要

令和 7 年 3 月 24 日申請分以降、偽造・変造対策を大幅に強化した新たなパスポート（2025 年旅券）の発給が始まるとともに、申請手続等が変更されます。申請から交付までの日数や申請手数料が変わるほか、これまでの切替申請に加え、新規申請においてもオンライン申請をご利用いただけるようになります。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 パスポート申請手続等の変更点（令和 7 年 3 月 24 日申請分以降）

(1) 「2025 年旅券」の導入

ア 偽造・変造対策を大幅に強化した「2025 年旅券」の発給が開始されます。顔写真ページがプラスチック基材となり、レーザーで印字・印画されます。

イ 現行、各都道府県旅券事務所で旅券を作成していますが、「2025 年旅券」は国立印刷局で集中的に作成された後、各都道府県旅券事務所に配送されます。そのため、パスポート申請から交付までにかかる日数が以下のとおり変更されます。

窓 口	現 行	変更後 (3/24 申請分から)
横浜市パスポートセンター (中区・産業貿易センタービル 2 階)	6 日間	9 日間
センター南パスポートセンター (都筑区・センター南駅構内 1 階)	8 日間	11 日間

※パスポートの有効期限を確認し、十分余裕をもって申請をお願いします。

(2) オンライン申請の利便性が向上

ア 切替申請のみ可能であったオンライン申請が新規申請にも拡充され、ほとんど全ての申請でマイナポータルを通じたオンライン申請※が可能になります。オンライン申請をしていただくと、来庁は受取時の一回のみで済みます。(これまでどおり紙の申請書による窓口での申請もできます。)

※マイナポータルの利用にはマイナンバーカードが必要です。

イ オンライン申請では戸籍の情報がシステムにより連携されるため、戸籍謄本の提出が不要になります。

ウ 申請手数料が変更され、オンライン申請の場合は窓口申請に比べて 400 円安くなります。

申請方法		現 行	変更後 (3/24 申請分から)
10年有効 パスポート	窓口	16,000 円	16,300 円
	オンライン		15,900 円
5年有効 パスポート	窓口	11,000 円	11,300 円
	オンライン		10,900 円

横浜市パスポートセンターWEB ページ

2次元コード→



市民局パスポートセンター
担当 田嶋、入江
電話 045-671-9580 /FAX 045-671-9590
メール sh-passport-sb@city.yokohama.lg.jp

3月24日申請分からパスポートが変わります！

1 「2025年旅券」の導入【安全に！】

- (1) **2025年3月24日申請分**から、**偽造・変造対策を大幅に強化した「2025年旅券」**の発給が開始されます。
 - ▶ 現行、申請者から申請を受理した都道府県旅券事務所で旅券を作成していますが、2025年旅券は国立印刷局で集中的に作成し、都道府県に配送のうえ、申請者に交付します。
 - ▶ 顔写真ページが**プラスチック基材**となり、レーザーで印字・印画されます。
- (2) 国立印刷局から配送するため、**申請から交付までの日数が以下のとおり変更**になります。
 - ▶ パスポートの有効期限を確認し、十分余裕をもって申請をお願いします。



窓口	現行	変更後 (3/24申請分から)
横浜市パスポートセンター (中区・産業貿易センタービル2階)	6日間	9日間
センター南パスポートセンター (都筑区・センター南駅構内1階)	8日間	11日間



横浜市パスポートセンターWEBページ
2次元コード

2 オンライン申請の利便性が大幅に向上【便利に！】

- (1) **ほとんど全ての申請でマイナポータルを通じたオンライン申請※が可能**になります。
 - ▶ オンライン申請なら、**来庁は受取時の1回のみ**！
 - ※マイナポータルの利用にはマイナンバーカードが必要です。
- (2) **オンライン申請では**戸籍の情報がシステムにより連携されるため、**戸籍謄本の提出が不要**になります。
- (3) 手数料が以下のとおり変更されます。**オンライン申請だと窓口申請に比べ400円お得になります！**

申請方法		現行	変更後 (3/24申請分から)
10年有効パスポート	窓口	16,000円	16,300円
	オンライン		15,900円
5年有効パスポート	窓口	11,000円	11,300円
	オンライン		10,900円

問合せ先 **横浜市市民局 パスポートセンター**
TEL : 045-671-9580 FAX : 045-671-9590
(平日9:00~16:45)

市連会 3 月定例会説明資料
 令和 7 年 3 月 1 2 日
 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
 GREEN×EXPO 推進課

GREEN×EXPO 2027の機運醸成について【情報提供】

1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）は、令和7年3月19日に開催2年前を迎えます。これを契機に、開催2年前限定の新たなデザイン等により、横浜の街を彩り、「GREEN×EXPO 2027」の更なる機運の醸成を図ります。

引き続き、GREEN×EXPOの開催に向け、自治会町内会はじめ、市民の皆様と共に盛り上げていきたいと考えています。ぜひ、ご期待ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 事業の概要

「GREEN×EXPO」で車体をラッピングした電車を初運行！	
・車体広告（ラッピングトレイン）	【運行期間】 3月上旬～5月末（予定）
・車内広告（アドトレイン）	【運行期間】 2月下旬～3月末（予定）
都心部や地元瀬谷区・旭区を GREEN×EXPO で彩り、祝祭感を演出！	
・カウントダウンボードの設置	【設置期間】 3月19日～GREEN×EXPO終了まで（予定）
・会場周囲の仮囲いの装飾	【実施期間】 3月19日～当面
横浜都心部や会場周辺駅の装飾	
・壁面広告：横浜駅、新横浜駅、 元町・中華街駅、瀬谷駅 等	【実施期間】 3月初旬から順次実施予定
・柱巻き広告：馬車道駅、新横浜駅	
・階段広告：新横浜駅、馬車道駅	

*詳細は、別添「令和7年3月4日 記者発表資料」をご覧ください。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
 GREEN×EXPO 推進課 広報担当
 電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
 メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

「GREEN×EXPO 2027」開催まであと2年！ 横浜の街なかを彩り、開催への期待感を高めていきます

令和7年3月19日に、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の開催2年前を迎えます。それを契機に、開催2年前限定の新たなデザイン等により、横浜の街を彩り、「GREEN×EXPO 2027」のさらなる機運の醸成を図ります。



〈開催2年前限定デザイン〉

1 「GREEN×EXPO」で車体をラッピングした電車を初運行！

横浜市営地下鉄において初のラッピングトレインを運行！その他にも、横浜市内に乗り入れる鉄道各社の車内を「GREEN×EXPO 2027」のデザインで彩り、「GREEN×EXPO 2027」の認知度を高めます。

(1) 車体広告（ラッピングトレイン）

- ・横浜市営地下鉄（ブルーライン、グリーンライン：各1編成）
【運行期間】3月上旬～5月末（予定）

(2) 車内広告（アドトレイン）

- ・相鉄線（全編成）、横浜市営地下鉄（ブルーライン、グリーンライン：各1編成）、JR京浜東北・根岸線（1編成）
東急線（5編成）、京急線（1編成）、シーサイドライン（2編成）
【運行期間】2月下旬～3月末（予定）（各線により時期が異なります）



〈横浜市営地下鉄車体広告イメージ〉



〈車内広告イメージ〉

裏面あり



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



2 都心部や地元瀬谷区・旭区を GREEN×EXPO で彩り、祝祭感を演出！

GREEN×EXPOの地元瀬谷区や旭区、新幹線の発着駅である新横浜駅にGREEN×EXPO仕様のカウンタダウンボード等を設置します。また、開催2年前限定の新たなデザインにより街なかを彩り、開催2年前の祝祭感を演出します。

(1) カウンタダウンボードの設置

- ・瀬谷駅北口広場、三ツ境駅ペDESTリアンデッキ、新横浜駅交通広場
- 【設置期間】3月19日～GREEN×EXPO終了まで（予定）



〈カウンタダウンボード 設置イメージ〉

(2) 会場周囲の仮囲いの装飾

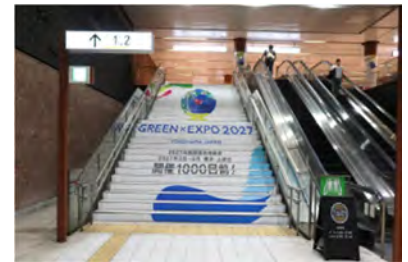
- ・GREEN×EXPO 2027の会場となる旧上瀬谷通信施設の工事現場の仮囲いを、市内の中学生がGREEN×EXPOをイメージして描いた絵画やGREEN×EXPOデザインで装飾
- 【実施期間】3月19日～当面



〈仮囲い 装飾イメージ〉

(3) 横浜都心部や会場周辺駅の装飾

- ・壁面広告：横浜駅、新横浜駅、元町・中華街駅、瀬谷駅 等
 - ・柱巻き広告：馬車道駅、新横浜駅
 - ・階段広告：新横浜駅、馬車道駅
- 【実施期間】3月初旬から順次実施予定



〈馬車道駅 階段広告イメージ〉

2027年国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」の概要

開催場所 : 神奈川県横浜市（旧上瀬谷通信施設）
開催期間 : 2027年3月19日（金）～ 2027年9月26日（日）
テーマ : 幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域 : 約100ha（内、会場区域80ha）
クラス : A1（最上位）クラス（AIPH承認＋BIE認定）
参加者数 : 1500万人（有料来場者数：1,000万人以上）



公式マスコットキャラクター
「トウクトウク」

©Expo 2027

お問合せ先

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課担当課長 古市 悟志 TEL:045-671-4866



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



市連会 3 月定例会説明資料
令和 7 年 3 月 12 日
市民局地域活動推進課

「令和 7 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について【事業説明】

1 事業の趣旨

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和 7 年度もこれまでと同様に、継続して実施します。是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 令和 7 年度横浜市市民活動保険補償内容（令和 6 年度補償内容から変更はありません）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1 名 1 億円	死亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 (1 名 上限 500 万円)
財物賠償	1 事故 500 万円	入院	1 日 3,500 円 (180 日限度)
保管物賠償	1 事故 500 万円	通院	1 日 2,500 円 (90 日限度)
免責金額 (自己負担額)	5,000 円	手術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円

4 添付資料

リーフレット「令和 7 年度横浜市市民活動保険のご案内」



5 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、
地域ケアプラザ 等

本市ホームページにも掲載します。

※ 令和 7 年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

市民局地域活動推進課
担当 大内、荒木
電話 045-671-3624 /FAX 045-664-0734
メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

令和7年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和7年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特徴

- **保険料は不要です。**
- **事前の登録・加入手続きは不要です。**
- **事故発生後に手続きをしていただけます。**

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対象

もっぱら市内で、次の**4つの要件を全て満たす**ボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

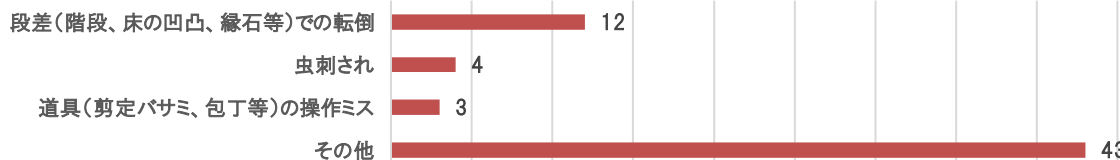
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との**通常考えられる経路の往復途上**（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の**準備活動、後片付け**

事故の原因は？

【傷害事故: 令和6年4月～令和6年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの非常勤特別職の地方公務員としての活動
(公務災害等の補償があります)
- (3) 学校管理下での活動(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) 単位取得や学習のために行う活動(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、労働の対価が支給される活動(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) 一時的、突発的な善意の行為(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) 互助的な活動(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) 特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- (10) 政治、宗教、営利に関わる活動(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) チェーンソーを使用する森林ボランティア活動(賠償責任事故のみ対象となります)
 - ① 防災訓練やイベントの参加者、講座の受講者は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
 - ② 本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)
 - ③ 本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 法律上の賠償責任を負った場合に 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 ※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500円 (180日限度)	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。
	通院	1日 2,500円 (90日限度)	
手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)	

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等

■賠償責任事故

- ・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故
- ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故
- ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損
- ・ 活動者の親族に対する事故 等

■傷害事故

- ・ 熱中症
- ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの
- ・ 細菌性食中毒
- ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの
- ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故
- ・ 重大な過失による事故
- ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡します。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集チラシ・パンフレット等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ・パンフレット 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#) [検索](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課)	お問い合わせ・申請先	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
		旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
		泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
		磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
		神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
		金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151
市外局番 045							

<作成・発行> 横浜市市民局地域活動推進課

Tel : 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について【情報提供】

1 趣旨

令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について、内容の詳細をご案内させていただきます。自治会町内会向けの補助金の新設や拡充等が盛り込まれていますので、ぜひご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 今回ご案内する支援制度について（参考：別紙一覧参照）

- (1) 地域の防犯力向上緊急補助金【新設】
- (2) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】
- (3) 地域活動推進費補助金【拡充（各区連会でご案内）】
- (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】
- (5) LED防犯灯事業【継続】

4 備考

令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

<p>(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域の防犯力向上緊急補助金 LED防犯灯事業 電話 045-671-3709 佐々木、石橋 (2) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口(大)、早野 メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp</p>	<p>(地域活動、会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (3) 地域活動推進費補助金 川口(喜)、笹尾 (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 松永、高橋 電話：045-671-2317 メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp</p>
---	---

市民局（一部総務局） 令和7年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請〆切	問合せ・申請先
補助の新設 地域の防犯力向上緊急補助金	自治会町内会等が、地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組（例：防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、センサーライト等防犯設備機器整備、防犯講座開催）への補助。 補助率 9/10、上限 20 万円	10 月 31 日	【4 月 1 日～】 受付センター 電話 045-550-5125
上限額引き上げ 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助率 9/10、 上限 21 万→28 万円	7 月 31 日	港北区地域振興課
上限額引き上げ (単位自治会町内会への補助のみ) 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 上限額 700 円→900 円 ×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	6 月 30 日	港北区地域振興課 （議題 5-2 参照）
補助の継続 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED 照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率 2/3、上限あり	9 月 30 日	【4 月 1 日～】 市住宅供給公社(予定) 電話 045-451-7740
地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200 円（年、定額）	6 月 30 日	港北区地域振興課
自治会町内会館整備費補助金	昨年、7 年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率 1/2、上限：新築・購入 1500 万円（1 m ² あたり 12.5 万円を限度）、修繕 250 万円等	6 月 30 日	※8 年度整備に向けた事前申出 港北区地域振興課 （4 月市連会・区連会にて案内）
町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1 世帯 160 円）	6 月 30 日	港北区総務課 （議題 5-3 参照）

※LED 防犯灯事業：自治会町内会等の申請により 300 灯（電柱共架型）の新設

（申請時期：4～5 月、問合せ・申請先：港北区地域振興課）

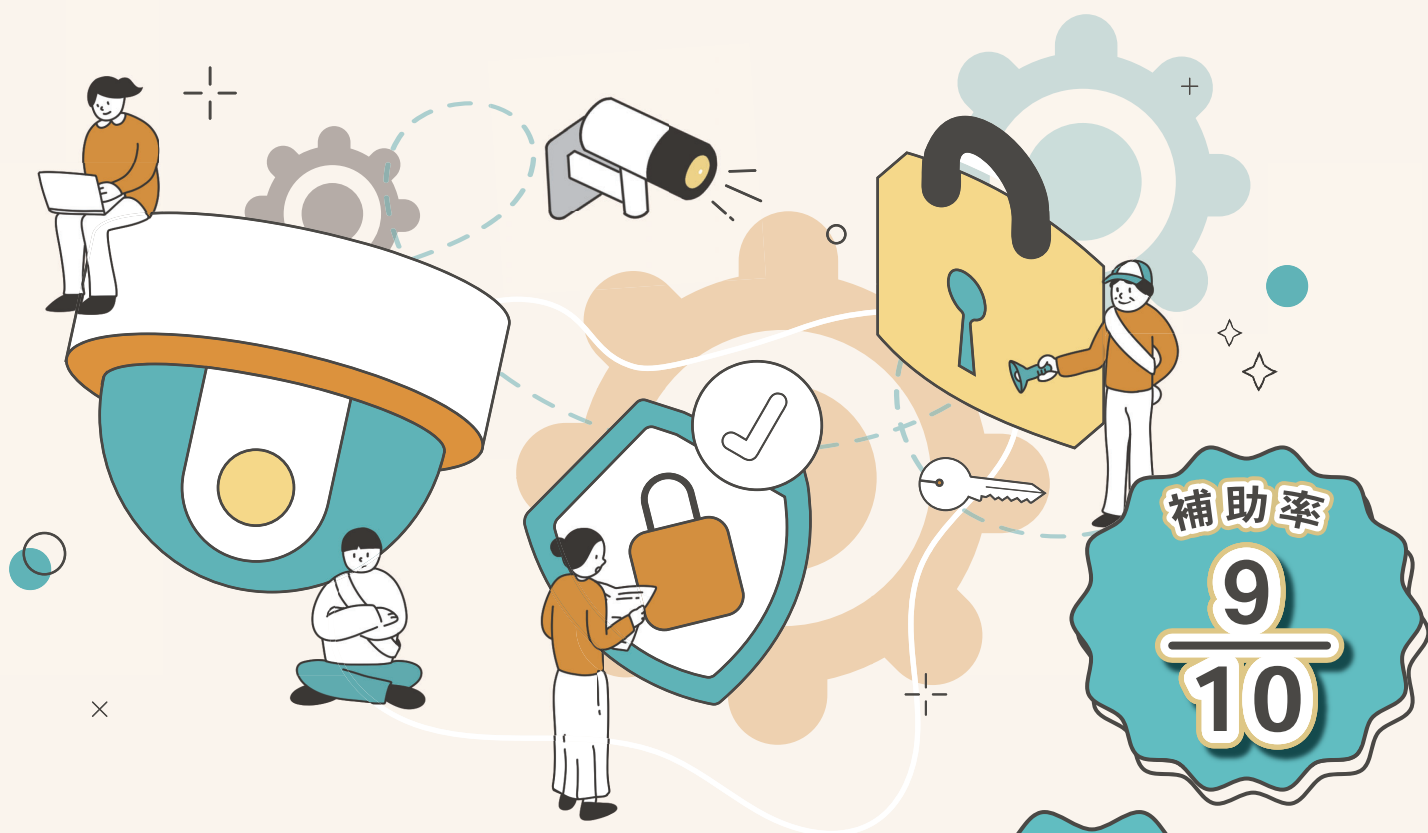
※令和 7 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

— 令和 7 年度 —

地域の防犯力向上

緊急補助金で

まちの安全、高めませんか？



自治会町内会・地区連合町内会

申請期間 ※1

令和7年 4月1日〔火〕 — 10月31日〔金〕

※1 申請は1団体につき1回です。

※2 補助対象事業合算での上限額（千円未満切り捨て）

補助上限額

20万円

※2

横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 ウェブページ

検索 地域の防犯力向上緊急補助金

申請手続やよくある質問等は
こちらをご覧ください。



補助制度の概要

＞ 対象団体

自治会町内会・地区連合町内会

＞ 補助要件

- 1 自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの。
- 2 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの。
- 3 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された領収書(団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの)の写しの添付のあるもの。
- 4 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの。
- 5 事業の実施に必要な手続や実施後の管理等を、団体の責任において適切に行えるもの。

＞ 補助率 / 補助上限額

10分の9 / 20万円

※ 補助対象事業(取組)合算での上限額(千円未満切り捨て)

※ 1団体につき、申請は1回です。

ウェブページのご案内

申請の手引・よくある質問・申請書等の詳細情報は、

横浜市ウェブページでご案内しています。

WEBページは
こちら

地域の防犯力向上緊急補助金

参考URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bohan/hojokin/>



申請手続の流れ

みんなで考えよう!

たとえばこんな取組



ステップ1

やることを決める

団体内で話し合っただき、取組を決めます。

防犯パトロールの実施



- ▶ 青色回転灯等装備車(青パト)にかかる費用
- ▶ 地域防犯パトロール活動に必要な物品(防犯ベスト、誘導灯等)の購入

防犯啓発グッズの作成・購入



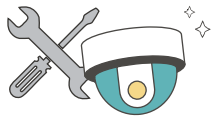
- ▶ 防犯啓発用のぼり旗の購入や掲示板の設置
- ▶ 各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入
- ▶ 防犯啓発チラシの作成

センサーライト等の灯りの整備



- ▶ 地域の暗がり解消するためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備(交換)する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 ※

その他防犯設備機器の整備



- ▶ 防犯カメラ等の防犯設備機器の整備
- ▶ 整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備(交換)する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 ※

防犯講座の開催



- ▶ 地域住民を対象とする防犯講座、研修会、相談会への講師費用
- ▶ 講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用
- ▶ 講座当日に配布する冊子やサンプル物品の購入

その他



- ▶ 見守りの必要な方に貸与するために、迷惑電話防止装置を購入
- ▶ 見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定

※ 自治会町内会管理である旨 明示しましょう



ステップ2

取組を行う、支払う

支払う際は、必ず **領収書** をお手配ください。



ステップ3

申請する

「交付申請兼実績報告書(第1号様式)」を提出します。



ステップ4

請求する

交付決定兼額確定の通知が届いたら補助金請求書を1か月を目途に提出します。最終提出期限は令和7年12月26日(金曜日)です。

🕒 取組・申請期間

令和7年 4月1日 > 令和7年 10月31日
火曜日 金曜日

補助対象外について

＞ 補助対象外の事業（取組）

- × 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみの方防犯対策に留まるもの
- × 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- × 第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等を行うことを目的として実施するもの
- × 補助対象経費以外の経費と混同して計算されており、補助対象経費との区別ができないもの

＞ 補助対象外の経費

⚠ 補助対象の事業であっても下記の経費については **対象外** とします ⚠

- × 各種保証・保険料、振込手数料
- × 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- × サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- × ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- × 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- × 飲食等に要する費用
- × 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- × 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- × 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

🔄 お問い合わせ・申請先

開設期間 > 令和7年4月1日 から 令和8年2月27日 まで

防犯緊急補助金 受付センター

（市委託事業者）

📞 045-550-5125

受付時間 > 9:00-17:00（土日祝を除く）

✉️ bouhan2025
@imagination.co.jp



〒231-8691

横浜港郵便局 私書箱第147号 横浜市防犯緊急補助金 宛

メール 又は 郵送 でご申請ください

令和7年度 地域防犯カメラ設置補助制度について

1 事業の趣旨

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和7年度も実施いたします。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

2 制度の概要

(1) 申請書及び添付書類の提出期限：**令和7年7月31日（木）必着**

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、**横浜市 地域防犯カメラ設置補助金** で検索できます。

(2) 申請書類提出先：

- ・各区地域振興課（持参または郵送）
- ・横浜市電子申請・届出システム

【主な提出書類】

- ・申請書（第1号様式）、見積書、収支計算書（第2号様式）

詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください。

(3) 補助金交付までのスケジュール

令和7年3月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)
7月31日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
9月末頃	・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和8年2月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3月頃	・補助金交付

(4) 補助条件等

① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、**道路や公園等の公共空間**を撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラが対象となります。

防犯カメラの機能強化に係る設置機器の更新も補助の対象となります。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② **補助対象団体**：自治会町内会、地区連合町内会

③ **補助対象経費**

防犯カメラの機器購入費及び当該カメラ設置工事にかかる経費
※電気料金、修繕、点検などの維持管理費は補助対象外

④ **補助内容**

防犯カメラ 1 台ごとに補助対象経費の 10 分の 9
補助上限額：280,000 円

⑤ **補助予算台数**

180 台

予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

⑥ **令和 6 年度からの変更点**

- ・補助上限額が 21 万円から 28 万円へ、補助予算台数が 150 台から 180 台へ拡充します。
- ・防犯カメラの機能強化に係る設置機器の更新についても補助の対象とします。
- ・公園内のみを撮影する防犯カメラにあっても補助の対象とします。
- ・提出書類の省略など、申請手続きを簡略化します。

【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上・利益により、防犯カメラの設置費用等を賄う取り組みをしている事業者があります。横浜市地域防犯カメラ設置補助制度を利用せずに防犯カメラの設置を検討する場合は参考にしてください。

※設置条件等については飲料メーカーごとに異なります。詳細につきましては、横浜市 HP をご覧いただくほか、神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課までお問い合わせください。

神奈川県HP→<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/anannet/index.html>

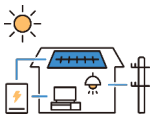
横浜市HP→



市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp



4月1日～ 申請受付開始(予定)

申請期限9月末／予算上限に達し次第、受付終了

会館への
省エネエアコン・
太陽光発電設備等
の設置に補助
(補助率 2/3)

建築士が、
現地にてご相談を
お受けします
(訪問アドバイザー派遣
4/1～予約開始)

「7年度版 募集案内」



横浜市 会館脱炭素



公開しました

■申請までの 3ステップ

- ① **施工案作成** 対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼
- ② **会の意思決定** 自治会町内会としての意思決定(総会・定例会等での確認)
- ③ **申請準備** 「募集案内」を確認して、申請に必要な書類の作成・準備

■対象製品 ※補助基準の詳細は、「募集案内」参照

LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 <p>補助上限額 60万円</p> <p>省エネ性能 ★★★★☆4.0</p> <p>・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品</p> <p>電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)</p>	 <p>補助上限額 130万円</p> <p>省エネ性能 ★★★★☆2.4</p> <p>統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4つ以上</p> <p>家庭用 業務用</p> <p>トップランナー基準達成製品</p>	 <p>断熱窓 太陽光発電設備 蓄電池</p> <p>補助上限額 合算で 200万円</p> <p>いずれかの実施でも申請ができます。 ※断熱窓:会館の状況により、補助基準に合う製品が見当たらない場合はお問合せください。</p>

■対象団体

会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会
※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会
等も補助対象とします。

■[4/1～] 申請書提出先／訪問アドバイザー事前予約／問合せ先

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課
電話 **045-451-7740**
受付時間 平日9時～17時

●申請方法は、
横浜市住宅供給公社へ、
Eメール、郵送、
公社窓口を持参(予約制)

※本補助金の実施は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

事業実施主体:横浜市市民局地域活動推進課 電話 045-671-2317

令和6年度 自治会町内会館脱炭素化推進事業

実績報告

補助制度をご活用いただき、ありがとうございました

■補助申請実績

435件

○整備項目別件数

LED照明	エアコン	断熱窓	太陽光発電	蓄電池
246件	301件	21件	8件	7件

※1申請につき、複数項目の申請が可能のため、整備項目別件数の合計は、補助申請実績435件と一致しません。

■太陽光パネルの設置や窓の断熱化で、脱炭素+αの効果も

- ・太陽光パネルを設置いただいた自治会では、省エネだけではなく、停電時などの電源の供給に活用する計画です。
- ・窓の断熱化として、内窓を設置した自治会では、断熱効果のほかにも、遮音性能が向上し、カラオケの音漏れにも効果があった、という声が聞かれました。



↑太陽光パネルの設置



↑窓の断熱化（内窓の設置）

■脱炭素普及セミナーも開催

整備後の会館で「脱炭素普及セミナー」を実施しました（18か所）。脱炭素の取組の大切さやメリットの説明とともに、太陽光発電量を確認したり、断熱窓を触ってみたいりと、効果を実感していただくことで、ご家庭での脱炭素に向けた行動につなげていただくことを目指しました。

ご協力いただきました自治会町内会の皆さま、ありがとうございました。



↑セミナーの様子

↑セミナーの開催報告を回覧していただきました

LED防犯灯事業について【お知らせ】

(1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約18万灯	
電柱共架型 約16万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約2万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています 
 	プレートタイプ  シールタイプ 

- ・物価高騰等により事業費は年々増大していますが、電気料金など削減できない経費が事業費全体を圧迫している状況です。このため、市では、現在ある防犯灯の維持への対応に注力しています。
- ・一方で、土地利用が変わり現在は設置基準を満たさないものがあります。街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、防犯灯の適正配置を進めていく必要があると考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね25メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(2) LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。

ポールの劣化事例



【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・ ○○区地域振興課 電話045- -
- ・ 市民局地域防犯支援課 sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号 (黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容 (「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期 (気づいた日) 及び時間帯

* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがありますが、故障ではありません。

【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター (0120-995-007) に、直接御連絡ください。

※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803 (有料)

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて (参考)】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者や土地所有者の許可を得て設置しています。電柱事業者や土地所有者等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

(3) 鋼管ポール防犯灯の全数点検及び撤去への御理解について

横浜市では鋼管ポールの劣化対策として、過去に点検を行い、その上で劣化が認められるものについて順次対応をしてきましたが、さらに劣化が進んでいる現状を踏まえ、令和7年度に市内約2万灯の全数の鋼管ポール防犯灯の点検調査を行います。点検では私有地に立入ることもありますので、予めご承知おきください。

また、著しい劣化が認められた場合、安全を考慮し撤去させていただきます。撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え (鋼管ポール型防犯灯の再整備) のいずれかの対応となります。

なお、現在設置する鋼管ポールは基礎が大きい (約直径50cm 地中深1m) ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。設置可能なスペースを確保できない場合や、近隣の方の合意が得られない場合など、市では建替えできない場合があります。

市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替えは付近に電柱がなく、代替照明を設置す



る場所が無い場合に限りです。

自治会町内会が自ら灯りを設置する際、令和7年度は「地域の防犯力向上緊急補助金（申請期間4～10月）」も活用できます。鋼管ポールが撤去された場所には、代替手段として自治会町内会でのセンサーライト等の設置をあわせてご検討ください。

（４）市による新規設置を希望する際の御申請について

① 令和7年度の新規設置の御申請について

- ・市（18区）全体で 300灯（電柱共架型） の予定です（鋼管ポール型防犯灯の申請受付は行いません。）。
- ・申請の 受付は区地域振興課 へ、締切は令和7年5月30日（金） となります。
- ・『令和7年度 電柱へのLED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を確認し、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。

令和7年度からは、付替制度を使用した防犯灯設置の申請は、通年受け付けます。

💡令和6年度から制度化した「付替制度」とは、周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく 十分な明るさを確保できるようになった場所の市管理防犯灯を撤去し、代わりに明かりが必要な場所の電柱に灯具を再設置する制度 です。新設予定数（電柱共架型 300灯）とは別枠で設置できますので、積極的な御検討をお願いします。

② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置後に近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら灯りを設置し、維持管理を行う	<u>令和7年度は「地域の防犯力向上緊急補助金」の利用が有利（9/10補助、上限20万円）で便利です。</u> なお、地域防犯灯維持管理費補助金の対象となる灯りを整備した場合は、翌年度以降、維持管理に係る補助金交付（年2,200円/灯）が受けられます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置基準を満たした防犯灯について設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 利用の手引

(令和 7 年 3 月)



申請期間

令和 7 年 4 月 1 日(火) から 10 月 31 日(金) まで

市ホームページ



地域の防犯力向上緊急補助金



要綱、チラシ、FAQ、様式ダウンロードはこちら

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bohan/hojokin/>

お問合せ先

防犯緊急補助金 受付センター (開設期間: 令和7年4月1日~令和8年2月27日)

TEL : 045-550-5125 受付時間: 9:00~17:00(土日祝をのぞく)

Email : bouhan2025@imagination.co.jp

目次

- P2 制度の概要
- P3 補助金が交付されるまでの流れ
- P4 申請の手続き
 - P4 <ステップ1> やることを決める
 - P8 <ステップ2> 取組を行う、支払う
 - P9 <ステップ3> 申請する
 - P12 <ステップ4> 請求する
- P14 その他
- P16 問合せ・申請受付先

更新履歴

・令和7年3月3日 新規作成

制度の概要

1 目的

いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生し、市民の不安が高まる中、自助・共助・公助を組み合わせ、社会全体での防犯対策の強化が求められています。

については、地域住民が安心して暮らせるよう、自治会町内会の地域防犯対策への緊急支援を行い、住民一人ひとりの防犯意識や地域の防犯力を高めることで、安全安心なまちづくりの推進を図ります。

こうした取組を通じ、地域コミュニティの活性化に繋がっていきます。

2 緊急対策事業の趣旨

本事業は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、当該交付金メニューのひとつとして実施するものです。

交付金活用の基本的な考え方として、「地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能」と示されたことから、令和7年度は、既存の本市地域活動推進費補助金事業の一部を拡充する形で、緊急的な補助金交付を実施するものです。

3 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

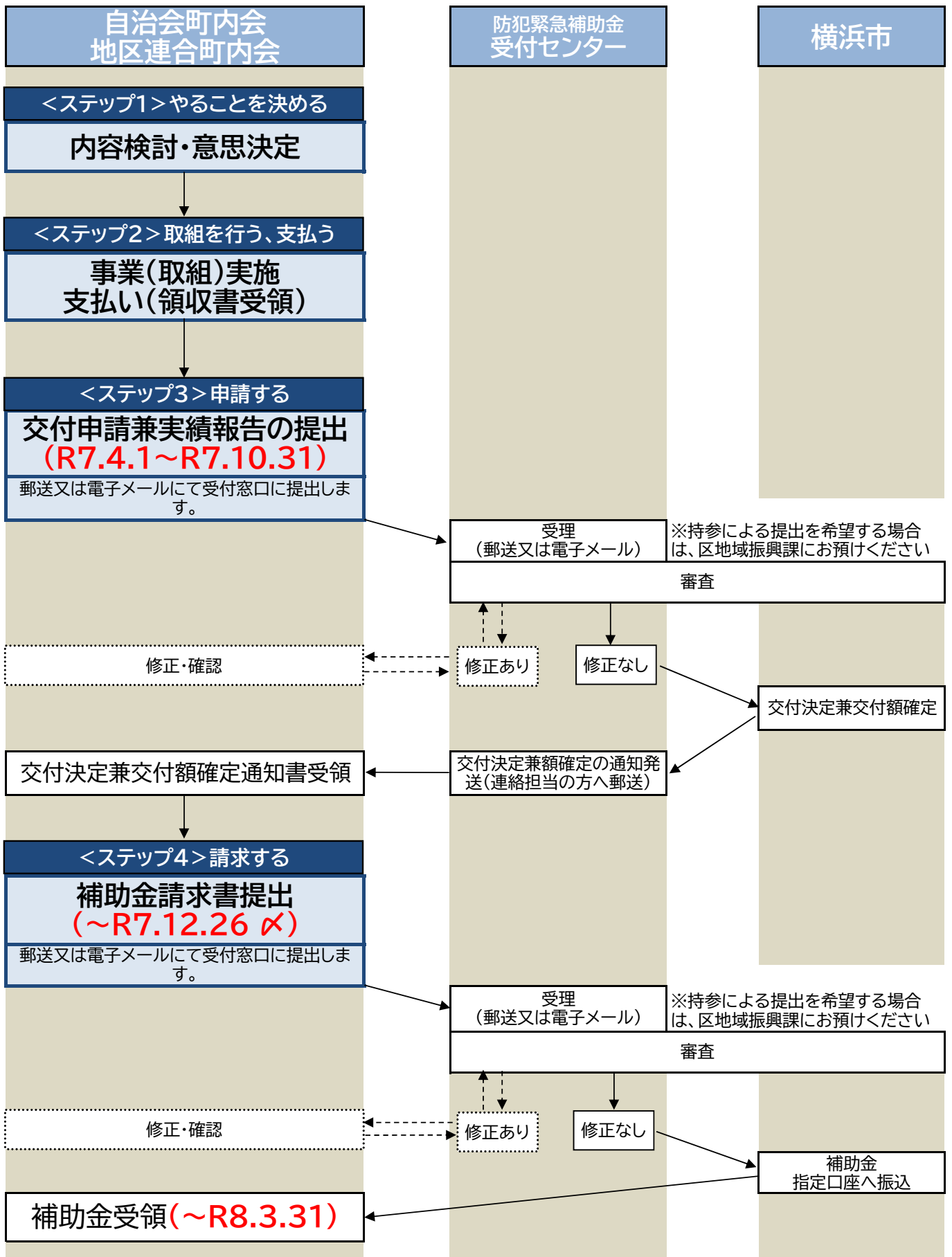
4 補助要件

- (1) 自治会町内会・地区連合町内会が、地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの
- (2) 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの
- (3) 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付のあるもの
- (4) 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの
- (5) 事業の実施に必要な手続や維持管理等を、自治会町内会・地区連合町内会の責任において適切に行えるもの

5 補助率、補助上限額等

- (1) 補助率 10分の9
- (2) 補助上限額 20万円 ※補助対象事業（取組）合算での上限額（千円未満切り捨て）
◆1団体につき、申請は1回です。

補助金が交付されるまでの流れ



申請の手続き

<ステップ1>やることを決める

団体内で話し合っただき、取組を決めます。

補助の対象となる事業（取組）は、「1 補助対象事業」のとおり、

『自治会町内会・地区連合町内会が、地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組』

です。検討のきっかけとなるよう、取組の例・具体例を挙げていますが、これは一例です。この例に関わらず、地域の実情に応じて自由にお考えください。

ただし、「2 補助対象外事業」、「3 補助対象外経費」もありますのでご注意ください。

なお、総会などに諮った議事録、防犯部会での意見交換などの意思決定の経過などは、市から求められない限り、市に提出する必要はありませんが、記録に残しておくといでしょう。

1 補助対象事業

自治会町内会・地区連合町内会が、地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組

(例)

補助対象事業（取組）の例	補助対象事業（取組）の具体例
①防犯パトロールの実施	<ul style="list-style-type: none">青色回転灯等装備車（青パト）にかかる費用地域防犯パトロール活動に必要な物品（防犯ベスト、誘導灯等）の購入
②防犯啓発グッズの作成・購入	<ul style="list-style-type: none">防犯啓発用のぼり旗の購入や掲示板の設置各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入防犯啓発チラシの作成
③センサーライト等の灯りの整備	<ul style="list-style-type: none">地域の暗がり解消のためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 <p>（自治会町内会管理である旨の明示をお願いします。）</p>
④その他防犯設備機器の整備	<ul style="list-style-type: none">防犯カメラ等の防犯設備機器の整備整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 <p>（自治会町内会管理である旨の明示をお願いします。）</p>
⑤防犯講座の開催	<ul style="list-style-type: none">地域住民を対象とする特殊詐欺防止対策や強盗・空き巣対策等に係る啓発を行う講座、研修会、相談会への講師費用講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用講座当日に配布する冊子やサンプル物品（防犯フィルム、防犯ブザー等）の購入

⑥その他、上記に該当しない防犯に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りの必要な方に貸与するために、迷惑電話防止装置を購入 ・見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定
-----------------------	--

2 補助対象外事業

- (1) 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみでの防犯対策に留まるもの
- (2) 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- (3) 第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等を行うことを目的として実施するもの
- (4) 補助対象経費以外の経費と混同して計算されており、補助対象経費との区別ができないもの

コラム：上記の（2）は、どういう意味でしょうか？

Q1 うちの自治会町内会は、毎年、地域活動推進費補助金の交付を受けて各種事業をやっているから、こちらの補助金は利用できないのかな？

A1 **利用できます。** 団体として、複数の補助金の交付を受けることは可能です。上記は、団体が行う様々な事業（取組、物品購入など）のうち、ひとつの事業に対して2つ以上の補助金交付は受けられない、という意味です。

Q2 具体的に教えて？

A2-1 ひとつの取組に複数の補助金を使うのはダメ！

具体例

「防犯カメラ1台を整備するのに、この補助金と地域防犯カメラ設置補助金の2つの制度を両方とも使って、せっかくだから高価な防犯カメラを整備しよう！」
⇒ひとつの取組に対し、補助金を重複利用は**できません！**



A2-2 別の取組に対して、補助金を使い分けるのはOK！

具体例

「X路地のセンサーライトの整備にはこの補助金を利用しよう。別の場所Y路地のセンサーライトの整備には地域活動推進費補助金を利用しよう。」
⇒センサーライトの設置という行為は同じでも、違う場所での（同じものではない）取組に対し、違う補助金を使うので**申請できます！**
※ただし、別々に支払い、それぞれの領収書を受領してください。

3 補助対象外経費

補助対象の事業であっても、次の経費は対象外とします。

- (1) 各種保証・保険料、振込手数料
- (2) 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- (3) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (4) ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- (5) 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- (6) 飲食等に要する費用
- (7) 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- (8) 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- (9) 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

<参考>金額が100万円以上（税込）の取組を行う場合

1件の金額が100万円以上（税込）になると見込まれる取組を行うときは、横浜市補助金等の交付に関する規則第24条に基づき、市内事業者による入札または2者以上の市内事業者から同一条件の見積書を徴収し、そのうち、最も安価な事業者を決めてください。

領収書の確認審査の際、要件を満たした事業者であるかの確認作業を行います。

市内事業者:①～③のいずれかに当てはまる団体。

- ①横浜市一般競争入札有資格者名簿(※)における所在地分が市内である者
- ②登記簿における本店又は主たる事務所(支店や営業所は含まない)の所在地が市内である者
- ③主たる営業の拠点が市内である、個人事業者及び登記簿に登記されていない団体

※横浜市一般競争入札有資格者名簿の確認方法

◆「ヨコハマ・入札のとびら」入札・契約情報◆

<https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/info.html>

横浜市有資格者名簿



| 入札・契約情報

工 事

- ▶ 発注情報
工事の一般競争入札案件の発注情報の検索、一般競争入札・指名競争入札（電子図渡しを指定しているもの）の設計図書ダウンロード、総合評価落札方式実施要領書一覧
- ▶ **有資格者名簿等**
有資格者名簿（有資格者名、所在地、登録工種等の情報）、格付工種有資格者一覧、災害協力者名簿、優良工事請負業者表彰名簿
- ▶ 発注見直し
- ▶ 入札・契約結果

物品・委託等、設計・測量等

- ▶ 発注情報
物品・委託等、設計・測量等の発注情報
- ▶ **有資格者名簿**
有資格者名、所在地、登録種目等の情報
- ▶ 発注見直し
- ▶ 物品購入（簡易な取り付け工事含む）
- ▶ 発注見直し
- ▶ 本市発注契約を履行するにあたっての受注業者の方への案内

→ 同意画面が出ますので、内容確認のうえ、[上記に同意した上で使用します。] を選択します
 (→ 工事の場合は、その後、[有資格者名簿検索]をクリックします)

◆検索方法◆

1 事業者を検索する場合

- ① [・検索条件を入力して、検索する場合はこちら >>]をクリック
- ② <工事>
 - > 工種を選択
- <物品・委託等>
 - > 種目を選択
- ③ 所在地区分を選択
 (100万円未満の場合は[市内]と[準市内]にチェック、100万円以上の場合は[市内]にチェック)
- ④ [検索]ボタンをクリック

2 依頼予定の業者が有資格者名簿登録業者かどうか調べたい場合

- ① [・検索条件を入力して、検索する場合はこちら >>]をクリック
- ② [商号又は名称]欄に、業者の名称(フリガナまたは業者名を選択)を入力
- ③ [検索]ボタンをクリック

<ステップ2> 取組を行う、支払う

- ・令和7年4月1日（火）から10月31日（金）までの間に、事業（取組）を実施し、支払いを済ませます。
- ・支払い時には、日頃の買い物のおなじように、うっかりポイントカードを出して、ポイントを付けないように注意が必要です。ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額は、一律、1ポイント1円に換算として補助対象外の経費とさせていただきます。
- ・支払う際は、必ず領収書をお手配ください。令和7年4月1日から10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）がなければ、補助金が交付されません。
- ・領収書原本は、団体にて、少なくとも令和13年3月末日まで保存してください（要綱第7条、第15条）。（長期の使用が可能な防犯設備機器を整備した場合は、それ以上の保管の必要な場合もあります。）

<参考> 補助金交付のできない領収書の例

令和7年4月1日から10月31日までの日付のものが有効です

自治会町内会名を記載してもらってください

領収書

上様 No. 〇〇

発行日 令和7年3月30日

金額 ￥110,000（税込）

但 防犯用品一式

上記正に領収いたしました。

内 訳 株式会社〇〇 〇〇 印

〒 横浜市〇区〇〇1-2

TEL: 〇〇

FAX: 〇〇

一式表示など、内容がわからない場合は、具体的な内容の内訳、金額の内訳がわかる内訳書などの書類も受領し、添付してください。

<ステップ3>申請する

- ・「交付申請兼実績報告書（第1号様式）」を提出します。
- ・添付が必要な領収書の写し（コピー）は、『貼付台紙』を利用すると便利です（任意）。
- ・内容の確認などの問合せは、電話またはメールにて、連絡者とやりとりさせていただきます。
- ・交付決定兼額確定の通知は、連絡者住所にお送りします。

（代表者住所は、補助金交付申請の手続きに必要ですが、送付する書類はありません。）

1 申請期間

令和7年4月1日（火）～10月31日（金）

2 「交付申請兼実績報告書」の入手

- ①すべての単位自治会町内会長あてにお送りした、令和7年3月の区連会資料の中に入っています。まずはご確認ください。
- ②区役所地域振興課にお立ち寄りの際は、お渡ししますのでお声がけください。
- ③受付センターに、メール又は電話にてお問合せいただき、お取り寄せください。
- ④本市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。

URL：https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bohan/hojokin/yoko_bhn_kinkyuhojo.html

3 提出先

提出方法	提出先など
メール	bouhan2025@imagination.co.jp 提出の際には、メールの件名に「 <u>団体名、申請書</u> 」を記載してください
郵送	〒231-8691 横浜港郵便局 私書箱第147号 横浜市 防犯緊急補助金 宛て ・送付用の封筒は申請者が用意してください ・郵便料金をご負担ください
持参	持参による提出を希望する場合は、区地域振興課へお預けください

4 「交付申請兼実績報告書」の記載方法

第1号様式（第7条第1項）

令和7年4月1日～10月31日
の間の記載日を記入して下さい。

年 月 日

横浜市 長

自治会町内会名： _____ (_____ 区)

代表者氏名： _____

横浜市地域の防犯力向上緊急補助金交付申請兼実績報告書

横浜市地域の防犯力向上緊急補助金の交付を受けたいので、横浜市地域の防犯力向上緊急補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、領収書（写）を添えて次のとおり申請します。

なお、補助金の交付を受けるに当たっては、同要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平）を遵守します。

チェックをして下さい。

1 事業（取組）の内容 ※該当する内容を全てチェック（✓）してください。

- 防犯パトロールの実施
- 防犯センシングカメラの設置
- その他 _____ (団体管理である旨を明示)
- その他 _____ (団体管理である旨を明示)
- 防犯講習会の開催
- その他 _____

その他の取組であれば、
具体的に記入して下さい。

添付領収書の写しの総額を記入して下さい。

2 交付申請額 _____ 円 (総費用 _____ 円)
(総費用の9/10(千円未満切り捨て、上限20万円)

3 申請要件等の確認
次の内容に間違いあり

交付申請額を記入して下さい。

「総費用の9/10(千円未満切り捨て)」又は「20万円」の低い方

- 実施した内容は、
- 本緊急補助金の利用に際して、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行い、実施しました。
- 今回申請するものについて、地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金その他の補助金等の交付を受けていません(予定を含む)。また、寄附、譲渡、売り
- _____ はありません。
- _____ 団体の責任で行いました。

内容確認の上チェックをして下さい。

※この書類及び領収書（写）は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供するものとします。

※市役所記入欄
・町内会整理番号

代表者住所： _____

郵便番号： _____

連絡者住所： _____

連絡者氏名： _____

連絡者電話番号： 日中連絡がつく電話番号

連絡者メールアドレス： メールアドレスが無い場合は空欄可

必ず記入

貼付台紙

～地域の防犯力向上緊急補助金 交付申請兼実績報告書添付用～

領収書原本を貼った本用紙は、貴団体で、令和13年3月末日まで保存し、
申請にはコピーをご提出ください（要綱第7条、第15条）。

（ ）枚目 / （ ）枚中

本ページの費用 円

※各ページの費用の合計額が交付申請兼実績報告書の「総費用」となります。

領収書はこちらにお貼りください

（※領収書は全体が見えるように折らずに貼ってください。）


A4判に収まらない場合は、A3判での提出でも構いません。）

<ステップ4> 請求する

「交付決定兼交付額確定」の通知が届いたら、速やかに「補助金請求書」を提出します。

1 提出期限

「交付決定兼交付額確定」の通知が届いてから、なるべく 30 日以内の提出をお願いします。
最終の提出期限は、令和7年12月26日（金）です。

 本事業は、国の交付金により実施する事業です。提出期限を過ぎると、補助金の交付（口座振り込み）ができない恐れがありますので、お早めの手続きをお願いします。

2 「補助金請求書」の入手

「交付決定兼交付額確定」の通知に同封しています。

3 提出先

提出方法	提出先など
メール	<p>bouhan2025@imagination.co.jp</p> <p>提出の際には、メール件名に「<u>団体名、請求書</u>」と記載してください。</p> <p>※口座名義人と請求者が異なり、印鑑の押印が必要となる請求書の提出は、メールでの提出はできません。</p>
郵送	<p>〒231-8691</p> <p>横浜港郵便局 私書箱第147号</p> <p>横浜市 防犯緊急補助金 宛て</p> <p>・送付用の封筒は、申請者が用意いただくか、「交付決定兼交付額確定」の通知に同封したものをご利用ください。 ・郵便料金をご負担ください</p>
持参	持参による提出を希望する場合は、区地域振興課へお預けください

4 補助金の振込

遅くとも、令和8年3月末日までに、ご指定の口座に入金します。

入金の手続きは行いませんので、記帳によりご確認ください。

5 「補助金請求書」の記載方法

「交付決定兼交付額確定」の通知にも同封していますのでご参照ください。

提出は任意ですが、通帳のコピー（口座番号の記載のあるページ）を添付いただくと支払いまでの手続きがスムーズです。

第4号様式（第9条第1項）

記載日を記入して下さい。 年 月 日

横浜市 長

請求者
自治会町内会名： _____ (_____ 区)

郵便番号： _____

代表者住所： _____

代表者氏名： _____

連絡者氏名： _____

連絡者電話又はメール： _____

印

※受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

※市役所記入欄
・町内会整理番号

横浜市地域の防犯力向上緊急補助金請求書

この欄は、市で記入して、送付します。

年 月 日 第 _____ 号で交付決定兼 _____ けた補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額 _____ 円
(補助金交付決定兼交付額確定通知書に記載されている金額)

補助金振込先の口座情報を記入してください。

補助金振込先	フリガナ					
	口座名義 (※1)					
	金融機関名と店名	銀行 信金	金融機関コード	支店 本店	支店コード (※2)	
	預金種目 (○で囲む)	普通(総合)	当座	貯蓄	その他()	
口座番号	7桁で記入してください(右詰)					

※1 通帳の名義のとおり御記入ください。
※2 ゆうちょ銀行の場合、支店(コード)は3ケタの数字です(記号・番号ではありません。)

(代表者名と口座名義が異なる場合は、記名・押印してください。)

横浜市地域の防犯力向上緊急補助金を上記口座にお振り込みください。

代表者氏名 _____ 印

代表者氏名と、振込先の口座名義が異なる場合は、記名押印が必ず必要です。

「横浜市地域の防犯力向上緊急補助金交付要綱」は、次のような事項も定めています。該当する場合は、まずはお問合せください。

1 交付申請の取下げ（第10条）

交付決定兼交付額確定通知書の受領後に、申請を取り下げようとするときは、理由とともに、受領の日から起算して30日以内に、「取下届出書（第5号様式）」を提出してください。

ただし、請求書の提出後は、取り下げることができません。

2 再申請の禁止（第11条）

交付申請の取下げをした場合は、原則として、再度本補助金の申請を行うことはできません。

3 財産の処分の制限（第12条）

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間と10年のいずれか短い期間となります。消耗品とみなされる物品の購入や設備の整備であれば問題ありませんが、長期の使用に耐える構造物の整備や物品の購入を行った場合はご注意ください。

4 交付決定兼交付額確定の取消し及び補助金の返還（第13条）

次の事項に該当することがわかった場合は、補助金の交付決定の全部/一部が取り消される恐れがあります。既に補助金が振り込まれている場合は、全部/一部を返還いただきます。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用しようとしたとき。
- (3) 補助金を受け、購入した物品又は導入した設備を本市又は第三者に譲渡、交換、担保に供し、又は供しようとしたとき。
- (4) この要綱の規定若しくはこの要綱に基づく条件に違反したとき（やむを得ない事情があると市長が認めるときを除く。）。
- (5) 補助事業者から補助対象事業を取りやめたい旨の申し入れがあり、その理由をやむを得ないものと市長が認めたとき。
- (6) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

5 市が収集する情報の取扱（第14条）

今回の補助事業により本市が収集する情報については、補助事業の目的を達成するために行う統計分析、普及啓発等で利用することがあります。

6 関係書類の保存期間（第 15 条）

領収書などの関係書類は、令和 13（2031）年 3 月 31 日まで保存が必要です。

長期の使用に耐える構造物の整備や物品の購入を行った場合は、最長で、令和 18（2036）年 3 月 31 日までの保存が必要です。

7 書類の閲覧（第 16 条）

交付決定の通知のあった次の書類は、横浜市市民協働条例に基づき、閲覧希望者が閲覧しますので、予めご承知おきください。

また、閲覧希望者が、自治会町内会で保管されている書類の閲覧を希望する場合は、閲覧について相談させていただきますので、その際にご協力をお願いします。

<閲覧可能な書類>

- ・ 交付申請書（代表者の住所、連絡者の住所、氏名、電話番号及びメールアドレスは除きます。）
- ・ 領収書の写し
- ・ 交付決定兼交付額確定通知書

防犯緊急補助金 受付センター

(開設期間:令和7年4月1日から令和8年2月 27 日まで)

・TEL : 045-550-5125

受付時間 : 9:00~17:00 (土日祝を除く)

・Email : bouhan2025@imagination.co.jp

・郵送 : 〒231-8691

横浜港郵便局 私書箱第147号

横浜市 防犯緊急補助金 宛て

※対面による対応は行っていません。

(市委託事業者)

イマジネーション株式会社

(事業実施主体)

横浜市市民局地域防犯支援課

TEL :045-671-3709

Email:sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

横浜市 長

自治会町内会名 : (区)

代表者氏名 :

横浜市地域の防犯力向上緊急補助金交付申請兼実績報告書

横浜市地域の防犯力向上緊急補助金の交付を受けたいので、横浜市地域の防犯力向上緊急補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、領収書(写)を添えて次のとおり申請します。

なお、補助金の交付を受けるに当たっては、同要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月横浜市規則139号)を遵守します。

1 事業(取組)の内容 ※該当する内容を全てチェック(✓)してください。

- 防犯パトロールの実施
- 防犯啓発グッズの作成・購入
- センサーライト等の灯りの整備 (団体管理である旨を明示)
- その他防犯設備機器の整備 (団体管理である旨を明示)
- 防犯講座の開催
- その他 []

2 交付申請額 _____ 円 (総費用 _____ 円)

(総費用の9/10、千円未満切り捨て、上限20万円)

3 申請要件等の確認

次の内容に間違いありません。(間違いがなければ、各項目にチェック(✓)をしてください。)

- 実施した内容は、地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組です。
- 本緊急補助金の利用に際して、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行い、実施しました。
- 今回申請するものについて、地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金その他の補助金等の交付を受けていません(予定を含む)。また、寄附、譲渡、売り払い等を目的として実施するものではありません。
- 取組に当たって必要な手続は、申請団体の責任で行いました。

※この書類及び領収書(写)は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供するものとします。

※市役所記入欄
・町内会整理番号

・

・

代表者住所 : _____

郵便番号 :

連絡者住所 : _____

連絡者氏名 : _____

連絡者電話番号 : _____

連絡者メールアドレス : _____

令和7年3月21日

自治会町内会長 各位

港北区地域振興課長

令和7年度自治会町内会現況届及び 地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金の書類提出について

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから地域の振興及び市政・区政の推進につきまして、御理解と御協力をたまわり、厚くお礼申し上げます。

さて、地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金申請書類一式及び自治会町内会現況届を送付しますので、必要事項を記入のうえ、提出いただくようお願いいたします。

申請書等の作成に関連してご不明な点がありましたら、担当あてご連絡をいただくようよろしくお願いいたします。

1 提出期限

・現況届：4月30日(水)

※Eメール・電子申請でもご提出可能です

・地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金：6月30日(月)

※FAX・Eメール・電子申請でもご提出可能です



↑申請フォームは
こちら

2 提出先

港北区地域振興課地域活動係

3 送付物 ※合同メールで送付します

(1) 令和7年度自治会町内会現況届

(役員や担当が変更となった場合は早期の提出をお願いします。)

(2) 令和7年度地域活動推進費補助金 事務の手引

(3) 令和7年度防犯灯維持管理費補助金 事務の手引

(4) 令和6年度地域活動推進費補助金活動実績報告書類一式

(5) 令和7年度地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金申請書類一式

※ 申請書類等は港北区役所ホームページからダウンロードできます。

港北区 地域活動推進費 で検索できます。

担当：港北区地域振興課地域活動係 飯島、道岡

TEL 540-2234 FAX 540-2245

Email ko-jichikai@city.yokohama.lg.jp

令和7年3月21日

自治会町内会長 様

港北区総務課長

**「町の防災組織活動費補助金」 令和7年度交付申請及び令和6年度実績報告について
(連絡)**

日頃から区の防災施策・事業にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和7年度も「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、標記補助金を交付いたします。
つきましては、同封の手引きをご参照いただき、書類のご提出をお願いいたします。

1 事業概要

自治会町内会等で組織されている「町の防災組織」が行う自主防災活動に対し、補助金を交付します。

2 交付する補助金額

申請世帯数×160円

※令和7年4月1日時点の「広報よこはま」配布部数が上限です。(配布がない団体は届出のある加入数とします)

4月1日時点の自治会町内会等の加入世帯数が「広報よこはま」配布部数を上回る場合は、自治会町内会等の加入世帯数が上限です。

(ご不明な点は区の担当者までお問い合わせください。)

3 提出書類

「※」のついている書類は、地域振興課に提出済の場合、提出不要です。

(1) 交付申請

- ・令和7年度町の防災組織活動費補助金交付申請書(同封)
- ・収支予算書※
- ・事業計画書※
- ・団体の規約(変更がない場合は提出不要)※

(2) 実績報告(令和6年度に交付申請を行った場合は、ご提出が必須です)

- ・令和6年度町の防災組織活動費補助金実績報告書(同封)
- ・収支決算書※
- ・活動実績報告書※
- ・領収書(1件10万円以上の支出があった場合)

(3) 請求

- ・請求書(交付決定後に様式を送付します)
- ・口座振替依頼書※
- ・振込口座の確認できる通帳等の写し※

なお、交付申請書及び実績報告書については、港北区役所のウェブページにデータを掲載しておりますので、必要な方は「港北区 町の防災組織活動費補助金」をウェブで検索してください。

裏面あり

4 書類提出期限

- (1) 交付申請及び実績報告

令和7年6月30日(月)

※ご申請いただいた自治会町内会から、順次手続きを進めます。

- (2) 請求書

交付決定通知書の到達から約2週間

5 注意事項

- (1) 申請書の申請金額と収支予算書の「町の防災組織活動費」の金額が合っていないことが多く見受けられます。金額をご確認いただきまようお願いいたします。
- (2) 実績報告書の支出金額と収支決算書の「町の防災組織活動費」の金額が合っていないことが多く見受けられます。金額をご確認いただきまようお願いいたします。
- (3) 令和6年度に補助金の交付を受けている場合は、令和7年度に交付申請を行わない場合でも令和6年度の実績報告書のご提出が必要です。

6 提出方法

総務課窓口にご持参いただくか、郵送(E-mail含む)にてご提出をお願いいたします。

- (1) 総務課窓口：港北区役所4階44番窓口

- (2) 提出先：〒222-0032 港北区大豆戸町26-1 ko-bousai@city.yokohama.lg.jp
港北区役所総務課防災担当 宛

補助対象にできない経費が交付申請書・実績報告書に記載されていることがあります。補助金の交付対象事業は同封の手引きに記載していますので、書類の作成にあたっては必ずご確認くださいませようお願いいたします。

補助対象外経費が記載されている場合は、交付する補助金の減額、交付済補助金の返還請求を行う場合がありますので、ご承知おきください。

本補助金を活用した活動や備品の購入について、補助対象かわからないなど、ご不明な点がある場合には、下記の間合せ先までご連絡ください。

補助対象	補助対象外
<ul style="list-style-type: none">・防災訓練(地域防災拠点訓練、自治会町内会訓練、初期消火訓練など)の実施・備蓄食料・防災資機材等の購入・防災のための講演会・研修会・講習会・見学会の開催・防災マニュアル・防災マップ等の作成・AEDの購入(リース含む)・防災パトロール(※防犯パトロールは対象外です。)・その他防災活動の一環として実施する事業 ※交付の対象となるのは、令和7(2025)年度中に実施する事業に限ります。	<ul style="list-style-type: none">・食糧費(お茶代・弁当代など)・消防団への分担金や助成事業・防犯活動など、直接防災に関わりのない活動・防災積立金(当補助金は翌年度への持ち越しはできません。)・分割購入費・自治会館等の光熱水費等の公共料金・「草刈機」等の直接防災に関わりのないものや活動・防災等活動に従事した自治会町内会員に対する謝礼金、手当、菓子折等

※当該事業は、令和7年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

【間合せ先】

港北区総務課防災担当 新井田、亀本、渡部
TEL 045-540-2206
FAX 045-540-2209

自治会町内会アンケート調査への御協力について【協力依頼】

日頃より市政・区政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

横浜市では自治会町内会の活動の状況を把握するとともに、今後の自治会町内会活動に対する本市の支援策の参考とするため、4年に1度「自治会町内会向けのアンケート」を実施することとしています。

このアンケート調査は皆さまの日頃の活動に関する工夫や課題、御意見等を直接伺うことのできる大変貴重な機会となっております。

つきましては、下記のとおり実施しますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、回答に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

1 調査対象

全ての自治会町内会 【参考】令和6年4月時点の単位自治会町内会数 2,827 団体

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。アンケートの御回答をお願いいたします。

3 アンケートの内容

別添調査票のとおり

4 回答期限

令和7年5月7日(水)

5 回答について

(1) 御回答は原則として、自治会町内会長をお願いします。

※ 会長が回答することが難しい場合は、役員の方など、会の状況に詳しい方でも構いません。

(2) 提出にあたっては、総会などで自治会町内会として議決する必要はありませんので回答者の率直な御回答をお願いします。

6 回答方法

(1) Web の場合

横浜市電子申請・届出システムより御回答ください。

<スマートフォンの場合>

右の二次元バーコードを読み取っていただき、本市電子申請ページより御回答ください。積極的な御活用をお願いいたします。



↑アンケートの
二次元コード

<パソコンの場合>

- ①「横浜市電子申請・届出システム」で検索いただき、本市電子申請ページより御回答ください。
- ②「横浜市電子申請・届出システム」の画面左上の「手続き一覧（個人向け）」をクリックし、キーワード検索に「市民局 自治会 アンケート」と入力し検索ください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/202dbb29-1dc3-4bc9-b377-4ac34075f00e/start>

(2) 郵送の場合

アンケート用紙送付時に同封する返信用封筒で御返送ください。

7 スケジュール（参考）

3月末	各区連会終了後、自治会町内会長あてに各区配送ルートを通じてアンケート用紙等を送付します。
5月7日	提出期限までに御回答・御提出をお願いします。
6～10月	調査集計・分析
11月以降	自治会町内会に結果をフィードバックします。

市民局地域活動推進課

担当：川口、笹尾

TEL 671-2317 FAX 664-0734

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会アンケート

アンケートのご回答にあたってのお願い

- ◎ この調査票のご回答は、(原則) 自治会町内会の会長にお願いします。
- ◎ この調査は自治会町内会の活動状況を把握し、今後の自治会町内会の活動に対する本市の施策の参考資料とすることを目的としています。
- ◎ 提出にあたっては、総会などを開き自治会町内会として決議する必要はありません。
- ◎ 全ての項目にご回答をお願いします。
- ◎ 設問によって、(1つに○) (全てに○) といった、ことわり書きを付していますので、ご注意ください。また、次にご回答いただく項目を示している場合は、それにしたがつてください。
- ◎ アンケート実施期間：令和7年3月～令和7年5月

アンケート回答期限：令和7年5月7日(水) ※郵送の場合もこの日までに投函してください。

回答方法

◆スマートフォンによる電子申請

右の二次元バーコードを読み取っていただき、本市電子申請ページよりご回答ください。積極的なご活用をお願いいたします。



↑二次元コード

◆パソコンによる電子申請

① 「横浜市電子申請・届出システム」で検索いただき、本市電子申請ページよりご回答ください。

横浜市電子申請・届出システム

検索

② 「横浜市電子申請・届出システム」の画面左上の「手続き一覧(個人向け)」をクリックし、キーワード検索に「市民局 自治会 アンケート」と入力し検索ください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/202d-bb29-1dc3-4bc9-b377-4ac34075f00e/start>

◆紙でのご提出

同封の返信用封筒をご使用ください。

調査主体：横浜市 市民局 地域活動推進課 (〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10)

電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734

※自治会町内会名が分からない状態で集計し、結果は公表させていただきます。

区	自治会町内会名
所属する地区連合名(※地区連合に加入している場合のみ)	
自治会町内会の区域(エリア)について、 <u>1つに○</u> をしてください。	
① 町・丁を単位とするなど地域を区域 ② 団地を区域 ③ マンションを区域	

市民局・区役所が記入・使用します

NO.

カ 耐震対策について	① 新築時から耐震基準を満たしている ② 耐震補強工事を実施済みである [年度] ③ 今後、耐震補強予定である [年度] ④ 耐震基準を満たさないが、 <u>資金不足のため補強工事予定はない</u> ⑤ 耐震基準を満たさないが、 <u>建替えのため補強工事予定はない</u> ⑥ 耐震基準を満たしているかは <u>不明</u> （耐震診断未実施等） ⑦ その他（ ）
キ 脱炭素化について	① 省エネ設備導入済みである （設備名：ア LED照明 イ エアコン ウ 断熱窓 エ 太陽光発電） ② 省エネ設備導入に向け検討中 ③ 省エネ設備導入の予定なし （理由： ）

(3) 今後の会館に対する考え方について、該当するもの全てに○をしてください。
 （会館整備の予定があれば、整備予定年度も記入してください。）

＝会館がない自治会町内会＝

- ① 会館はなく、建設・購入予定もない（地区センター等の公共施設やマンション集会室等の共用スペースを利用など）
- ② 会館はないが、今後、新築（購入）を予定 [年度]

＝会館がある（賃借を含む）自治会町内会＝

- ① 会館はあるが、整備（建替え、修繕等）の予定はない
- ② 会館はあるが、今後は地区センター等の公共施設やマンション集会室等の共用スペースの利用に転換していく予定
- ③ 会館があり、現会館の建替え、修繕等の整備を予定

（下表に整備内容・年度を記入してください（あてはまるもの全て））

整備内容	ア 新築・購入 ・建替え	イ 増築	ウ 修繕	エ 耐震改修	オ その他改修
整備年度	[年度]	[年度]	[年度]	[年度]	[年度]

(4) 地区連合町内会館がありますか。（地区連長を兼務されている方のみ回答）

- ① あり ② なし → 3にお進みください。

(5) 地区連合町内会館の概況等について、該当するものに○をしてください。

また、[]内には数字をご記入ください。（地区連長を兼務されている方のみ回答）

ア 所在地	_____ 区 _____
イ 種別	① 戸建て ② 建物の1室（合築含む）
ウ 構造	① 木造 ② 鉄骨造 ③ 鉄筋コンクリート造 ④ その他（ _____ ）
エ 築年数	築 [_____] 年 または [_____] 年建築

5 あなたの自治会町内会の運営上の課題について

(1) 運営上課題となっている項目について、上位3つまで○をしてください。

- ① 役員のなり手が少ない（役員の高齢化・負担が大きいなど）
- ② 行事（お祭りなど）の参加者が少ない（内容のマンネリ化など）
- ③ 未加入世帯の増加
- ④ 会員の高齢化
- ⑤ 特定の会員しか運営、行事に関わらない
- ⑥ 活動費の不足
- ⑦ 自治会町内会館がない
- ⑧ 行政からの依頼事項が多い
- ⑨ 新旧住民の交流が図りにくい
- ⑩ 外国人が増え、対応が難しい（生活習慣の違い・言葉の問題など）
- ⑪ その他（)
- ⑫ 特に困っていない

(2) 日頃の自治会町内会運営におけるお困りごとについて、まず相談する相談先1つに○をしてください。

- ① 区役所の地区担当 ② 区役所地域振興課自治会町内会担当
- ③ その他区役所の所管課 ④ 各区の市民活動支援センター
- ⑤ 区社会福祉協議会 ⑥ 地域ケアプラザ
- ⑦ その他（)

(3) (1) で挙げていただいた課題について、工夫されていることがありましたら、ご記入ください。

(4) 自治会町内会役員の高齢化や担い手不足を課題とする自治会町内会が多い中で、自治会町内会活動や運営を継続するために必要だと思うこと1つに○をしてください。

- ① 自治会町内会事務のデジタル化
- ② 自治会町内会事務の外部化
- ③ NPO など他の地域活動団体との連携
- ④ 企業との連携
- ⑤ 高校、大学との連携
- ⑥ 小、中学校との連携
- ⑦ 地区連合町内会内の協力
- ⑧ 他自治会との統合
- ⑨ その他（)

(5) 役員のなり手を増やすため、工夫されていることがありましたら、ご記入ください。

6 自治会町内会のデジタル活用状況について

自治会町内会で導入（活用）しているデジタルツールについて、該当するもの全てに○をしてください。

- ① 役員間での LINE を用いた連絡・情報発信
- ② 自治会町内会ホームページ
- ③ 自治会町内会のインスタグラム
- ④ 自治会町内会の LINE 公式アカウントの開設
- ⑤ 自治会町内会向けアプリの導入（アプリ名： _____）
- ⑥ キャッシュレス決済サービスの利用（例：PayPay 等）
- ⑦ その他のツール（ _____）
- ⑧ 導入していない（理由： _____）

7 自治会町内会への加入に向けての取組について

(1) 未加入者（新たに引っ越しをしてきた方を含む）に対する加入の勧誘について、実施しているもの全てに○をしてください。

- ① 訪問して勧誘
- ② パンフレットなどをポストへ投函
- ③ お祭りやイベントのときにパンフレットなどを配布
- ④ 行っていない → (2) へお進みください。
- ⑤ その他（ _____）

(2) (1) で「④ 行っていない」に○をされた方にお伺いします。
行っていない理由として該当するもの全てに○をしてください。

- ① 勧誘を行う人手が不足しているから
- ② 学生などの単身世帯が多く、加入に結び付かないと思うから
- ③ 加入に際しては、相手からの申し出が大切だと思うから
- ④ 現状の会員数が適当と思うから
- ⑤ 市役所、区役所が実施してくれているから
- ⑥ その他（ _____）

(3) 加入をしない（断られる）理由として聞いている項目全てに○をしてください。

- ① 人づきあいが面倒、おっくうだから
- ② ほとんど家にいない、活動に参加できないから
- ③ 班長や役員をやりたくないから
- ④ 会費を払いたくない、会費の負担が大きいから
- ⑤ 何をしているのか分からない、加入メリットが分からないから
- ⑥ 引っ越し予定があるから、学生又は単身だから
- ⑦ 近所の知り合いが加入していないから
- ⑧ その他（ _____）

(4) 自治会町内会への加入に向けて、行政の支援として有効と考えられる項目
全てに○をしてください。

- ① 転入者への自治会町内会活動の周知
- ② 転入者への自治会町内会連絡先の提供
- ③ 地域住民への自治会町内会活動の周知
- ④ 自治会町内会へのマンション建設の情報提供
- ⑤ 不動産、住宅建築業界への協力要請
- ⑥ ホームページ開設などの自治会町内会情報発信の支援
- ⑦ その他 ()
- ⑧ 支援は不要

(5) 加入の勧誘にあたって、課題となっていることがありましたら、ご記入ください。

(6) 加入世帯を増やすため、工夫されていることがありましたら、ご記入ください。

8 自治会町内会の特徴的な活動について

自治会町内会で行っている特徴的な活動がありましたら、ご記入ください。

9 行政からの依頼事項について

(1) 行政からの依頼についてお答えください。

- ① 負担だと感じるものがある
- ② それほど負担ではない → (3) へお進みください。

(2) (1) で ①負担だと感じるものがある に○をされた方にお伺いします。
最も負担を感じるもの1つに○をしてください。

- ① 行政からの情報周知 (回覧・ポスター掲示)
- ② 委嘱委員の推薦
- ③ 選挙 (従事者の推薦・投票所従事)
- ④ 国勢調査 (調査員の推薦など)
- ⑤ 行事の出席依頼
- ⑥ 広報の配布
- ⑦ その他 ()

(3) 行政からの依頼についてご意見がありましたら、ご記入ください。

10 自治会町内会活動に関するご意見などを、ご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

----- アンケートはここまで -----

【自治会町内会のお役立ち情報】

本市 HP に、自治会町内会への加入促進等に役立つ情報を掲載しています。

◆講習会(事例発表)YouTube 動画(LINE などの情報周知活用方法)

◆活動事例集「ハマの元気印」(過去の様々な事例をご紹介)

◆加入促進チラシ・ポスター(ダウンロードの上ご活用可能！)

本市HP(自治会町内会への加入促進ページ)URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



↑二次元コード

是非、ご覧ください！



←事例の一部

自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.3」の公開について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和6年11月にウェブ公開した「自治会町内会のための講習会」の内容を中心にまとめた、自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.3」を作成し、ホームページに公開しました。

ICTを活用した負担軽減等の活動事例を紹介していますので、自治会町内会活動のデジタル化推進をご検討の際にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 内容

(1) 自治会町内会の現状（組織数や加入率など）

(2) 事例紹介

事例1 保土ヶ谷区 坂本町内会

「自治会 DX の実現に向けて」(LINE を活用した情報伝達)

事例2 瀬谷区 本郷第一自治会

「回覧文書の電子化」

（「いちのいち」アプリを活用した回覧、ポスターの電子配布）

事例3 南区 弘明寺公園自治会

「キャッシュレス決済導入で集金の負担を軽減」

（「エンペイ」を利用した会費集金）

(3) 自治会町内会活動への補助制度（主な補助制度を掲載）

4 公開先 URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



二次元コード

5 その他

データ掲載のみとなりますので、冊子が必要な場合は、お手数ですが、上記ホームページからデータをダウンロードの上、印刷いただくようお願いいたします。

事例1、2については、発表動画を上記ホームページから視聴できますので、ぜひご覧ください。

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 川口、笹尾

電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp



<新規事例紹介>



市連会 3 月定例会説明資料
令和 7 年 3 月 12 日
市民局地域活動推進課

自治会町内会向けデジタルツール展示・相談会実施報告について【情報提供】

1 趣旨

市内 3 か所、118 団体の参加をいただき、自治会町内会活動におけるデジタルツールの活用（回覧板や会費集金等のデジタル化）に関するデジタルツール展示・相談会を実施しました。当日の資料や各事業者の発表等の動画を市 Web ページに公開をしましたので、お知らせいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。



▲事業者ブースで説明を受ける自治会町内会の様子

3 実施状況の報告

(1) 参加団体等

118 団体（参加者数 168 人）、連携事業者 15 者

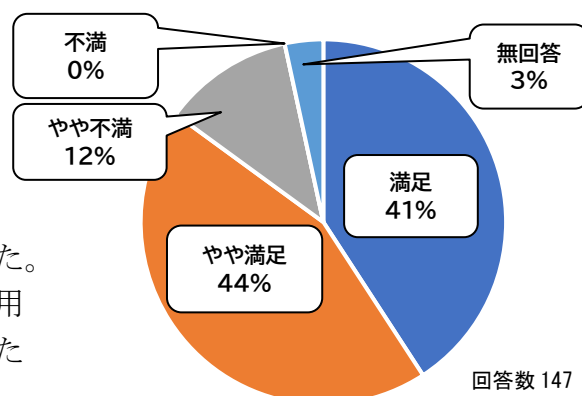
(2) アンケート結果（回収数 147）

・展示・相談会の満足度

85%の方が「満足」「やや満足」にご回答いただきました。

・主なご意見

- ・複数の企業からまとめて話が聞けて良かった。
- ・それぞれの特徴はだいたい理解できた。運用方法や費用が様々なので、自分たちに合ったものを探したい。
- ・デジタルと紙の二重管理が必要と思う。



▲展示・相談会の満足度（アンケート結果）

4 当日の資料・動画等

市民局 Web ページにて、公開をしています。

併せて、自治会町内会向けに、デジタルツール（例：スマートフォンや LINE など）に関する講習会をしていただける活動団体（費用負担が生じる場合あり）の情報等、デジタル化に役立つ情報も掲載しています。ぜひご覧ください。



横浜市 自治会町内会 DX

検索

▲自治会町内会 DX 応援事業 Web ページ

市民局地域支援部地域活動推進課
担当 松永、石栗
電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

「消費生活情報 よこはまぐらしナビ」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

1 趣旨

横浜市消費生活総合センターに寄せられた消費者トラブルに関する相談（電話相談・来所相談）は、令和6年4月から令和7年1月末時点で、約14,000件となっています。（令和5年度実績：約15,000件）

消費者トラブルを未然に防ぐため、横浜市消費生活総合センターでは、広く地域の方に向けての注意喚起の方法として、実際に寄せられた相談事例をわかりやすくお伝えするちらし「消費生活情報 よこはまぐらしナビ」を、平成28年4月から発行しています。

本ちらしにつきましては令和7年度から隔月の発行となりますが、可能な範囲で自治会・町内会掲示板への掲示に御協力をお願いいたします。

複雑化・多様化する消費者トラブルを未然に防ぐため、今後も様々な機会・媒体を使った啓発活動を実施しますので、引き続き御理解・御協力のほどよろしくをお願いいたします。

2 掲示するちらし

「消費生活情報 よこはまぐらしナビ」 A4判1ページ（隔月発行）

3 発行スケジュール

令和7年3月下旬	（4・5月号）	令和8年1月下旬	（2・3月号）
5月下旬	（6・7月号）	3月下旬	（4・5月号）
7月下旬	（8・9月号）		
9月下旬	（10・11月号）		
11月下旬	（12・1月号）		

4 その他の啓発

- (1) 横浜市消費生活総合センターホームページ、メルマガ、X（旧 Twitter）
- (2) LINE、Instagram、YouTube、インターネットでのWEB広告【回数・媒体の増】
- (3) 市庁舎・区庁舎、公共交通機関での啓発動画放送【実施場所の増】
- (4) ごみ収集車での注意喚起アナウンス
- (5) 地域向け出前講座【実施回数の拡充、講師に民間通信事業者を追加 等】
- (6) 外国語版（英語、中国語、韓国語）及びやさしい日本語版のリーフレット【新規】

など

消費生活情報メールマガジン
「**よこはまのタスケ・メール**」

最新の相談事例やイベントの
お知らせなど、消費生活情報を
毎週お届けいたします！




はまのタスケ

消費者関連情報発信中！
@yokohamasyouhi

 フォローする 

（お問合せ・連絡先）
横浜市経済局消費経済課
小山・中川・長岡
電話 045-671-2584
Email : ke-syohiseikatsu@city.yokohama.lg.jp

自然体験教室 港北区青少年新横浜ウォーキング

令和6年9月21日(土) 直前まで雨の予報でしたがお天気は回復。
3年越しに開催することができました。



新横浜公園を中心としたコースを地区ごとに分かれて回り、「テニスコートは全部で何面?」「この花を見つけて!」なんて問題に、お互い協力しながら取り組んでいました。



途中に鶴見川流域センターにも立ち寄り、港北区を流れる鶴見川や公園の役割などについて学ぶこともできました。



参加者からは「疲れたけど楽しかった」「またやりたい!」なんて嬉しい声も。
来年も地域の子どもたちが楽しめるイベントを実施していきます!



港北区青少年指導員協議会広報紙

港北青指

第 51 号
令和 7 年 3 月 発行
発行者 港北区青少年指導員協議会
編集 広報委員会
事務局 港北区大豆戸町26-1
港北区役所地域振興課内
TEL 045-540-2239
FAX 045-540-2245
港北青指 検索



令和6年度港北区紙ヒコーキ大会～翔time～開催

令和6年11月4日(月・休日)港北スポーツセンターにて令和6年度港北区紙ヒコーキ大会～翔time～を開催しました。例年のペットボトルロケット大会に代わる初の試みでした。

競技は小学3年生以下の「Aクラス」と小学4年生以上の「Bクラス」に分かれ「飛距離」と「滞空時間」を競いました。子どもたちは各地区の「紙ヒコーキ製作講習会」で配られた紙ヒコーキ原紙を切り抜き、接着剤で貼り付けて紙ヒコーキを一生懸命に作っていました。(紙ヒコーキ製作講習会の様子は次ページで!)

完成させた自慢の紙ヒコーキをもって大会に臨みました。
さて結果は……



Aクラス飛距離



順位	氏名	地区	飛距離
1位	持田 夢叶さん	菊名	30m53cm
2位	戸叶 陽貴さん	綱島	15m37cm
3位	板垣 柚香さん	樽町	12m73cm

Aクラス滞空時間



順位	氏名	地区	飛距離
1位	持田 真叶さん	菊名	27m40cm
2位	雨宮 智成さん	樽町	11m50cm
3位	平井 秀太さん	綱島	10m58cm

順位	氏名	地区	滞空時間
1位	岩附 秀歩さん	城郷	3.78 秒
2位	田辺 蒼来さん	綱島	3.65 秒
3位	山口 暁人さん	菊名	3.40 秒

Bクラス飛距離



順位	氏名	地区	滞空時間
1位	舟山 百花さん	新羽	5.24 秒
2位	伊藤 匠さん	篠原	4.79 秒
3位	加藤 尊さん	篠原	3.30 秒

Bクラス滞空時間



受賞者のみなさんおめでとうございます!



港北区では初の試みでしたが無事終了。参加した子どもたちも「またやりたい」とやる気満々でした。港北区のイベントに新しいページが加わった一日でした。

紙ヒコーキ製作講習会風景

令和6年度港北区ヒコーキ大会～翔time～を前に、各地区で紙ヒコーキ製作講習会を実施しました。青少年指導員も初の試みで悪戦苦闘しました。その様子の一部をご紹介します。

① 紙ヒコーキ製作風景



保護者の方や青少年指導員のカも借りて！時間程度で製作終了 (中にはぐずって泣く子もいました。)・・・続いては・・・

② 試射風景



ふるさと港北ふれあいまつり

令和6年11月30日(土)横浜アリーナにてふるさと港北ふれあいまつりが開催されました。気温も暖かくお天気にも恵まれ、多くの方が来場されました。ステージでは音楽やダンスなどが披露され、行列ができるブースも。

青指のブースは今年もペットボトルロケットを飛ばす体験を皆さんに楽しんでいただきました。恐る恐るポンプを押す子や、他の子が飛ばすペットボトルロケットに驚く子もいました。水を入れず空気のみでも大きな音を立てて飛ぶので、みなさん興味津々でした。

一時は行列もでき、体験をしてくれた子どもには青指の名前入りのボールペンとチラシなどを入れたファイルを配布していましたが、あっという間に配り終えてしまいました。

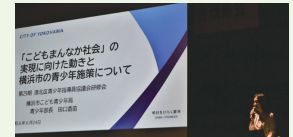
配布物がなくなっても体験に参加いただける方が多く、大盛況のうちに終えることができました。



青少年指導員研修会紹介

① 港北区青少年指導員協議会研修会

令和6年6月24日(月)港北公会堂にて港北区青少年指導員協議会研修会が開催されました。各地区の会長を紹介したのち、新吉田地区、新吉田あすなろ地区、高田地区の3地区の地区紹介。各地区の地域性を活かし、住民とのコミュニケーションを大切にしたいイベントが紹介されました。後半は、子ども青少年局青少年部長の田口香苗氏による『「こどもまんなか社会」の実現に向けた動きと横浜市の青少年施策について』というテーマの講演会が行われました。令和5年度に「こども基本法」「こども大綱」が制定され、子どもたちの育成、子育て支援に関する法律や方針等が定められました。「こども基本法」では、すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現することを目的とし、子育て家庭や、子ども、若者を支援する理念や役割を条例に沿って事例などを紹介されました。



② 横浜市青少年指導員研修会

令和6年9月14(土)泉公会堂にて令和6年度横浜市青少年指導員研修会が開催されました。オープニングイベントでは中田中学校吹奏楽部による懐かしい曲、楽しい曲の演奏を披露。続いて開催区である泉区の活動紹介。「明るく楽しく無理なく」をモットーに、江ノ島までのナイトウォーク、BBQ、流しそうめん等、楽しく工夫されたイベントが紹介されました。講演会ではコミュニケーションコーチ山崎洋氏による「戦わないコミュニケーション～自分のパターンを知る～」の演題で最初から会場の参加者全員が知らない人同士の三人組を即興で作り、自己紹介から始まり、笑いあり実践ありの参加型の講演会でした。「自分の機嫌をよくする"ご機嫌力"を発揮すると相手を許せる、今から実践しましょう!」というお話に心を鷲掴みにされました。次回は港北区です!令和7年9月20日(土)港北公会堂にて開催予定です。



全市一斉統一行動パトロール活動

青少年指導員は毎年7月末に「全市一斉統一行動パトロール」と称し、地域の社会環境の実態を把握すべく、コンビニや公園などのパトロールを実施しています。各地区の活動状況の一部をご紹介します。



綱島地区

社会環境実態調査 & パトロールを行う。日没後も酷暑にて繁華街・公園・土手等も人影少なく平穏でした。社会環境実態調査も問題なく終了しました。



大曽根地区

地区内8ヶ所の公園と鶴見川河川敷を3グループに分かれパトロールを実施。時間は午後10時から1時間程度、徒歩にて見回りました。



城郷地区

午後9時から鳥山町方面と小机町方面に分かれて約1時間ほどかけて、地域内の実態調査とパトロールを実施しました。盆踊り大会も終わっており、周辺は静かになっていました。

編集後記

港北区恒例のペットボトルロケット大会はお休みし、初の試みとして紙ヒコーキ大会を開催しました。初めてのため、各地区とも悪戦苦闘していたようですが成功裏に大会終了。また今回の「港北青指」は各地区の掲示板への掲示を考慮し、楽しいイベントを前面に押し出した紙面としています。ご意見は各地区の青少年指導員までお寄せください!

'25. 3. 10

校了

第30回

小机城址まらり

プログラム

令和7年4月13日(日)

JR横浜線小机駅下車

小雨決行

パレード
午前10時
より

10時
三会寺
(烏山町)

10時15分
小机駅前

10時30分
小机二辻
(一部解散)

10時50分
市民の森

主催／小机城址まつり実行委員会
城郷地区連合町内会

協賛／小机商店街協同組合
城郷地区各種団体

後援／港北区役所
港北観光協会 港北区各種団体

原画制作：岸根高校美術部

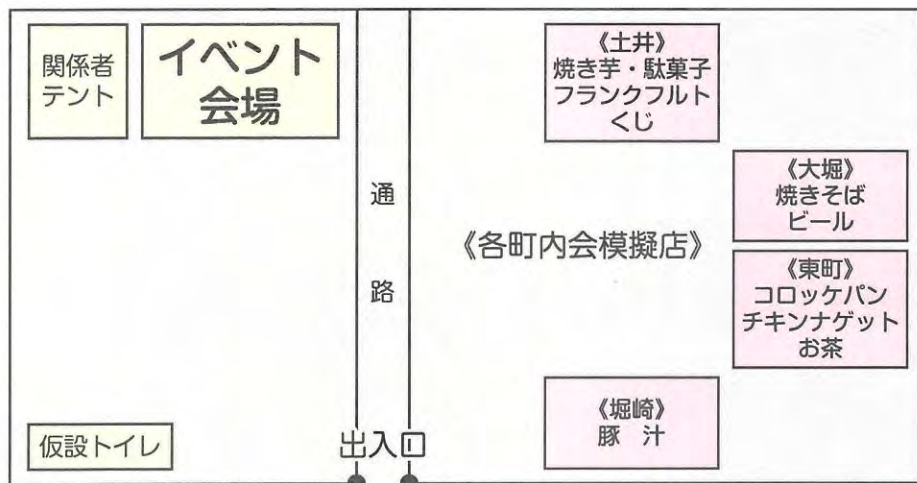
本丸広場
イベントプログラム
小机市民の森
 「武者出陣式 他」
 10:20～13:00
 パレードについては最後のページに掲載

模擬店
 《宿根》おにぎり・パン・飲み物
 《スポ進》綿あめ

- 小机城址太鼓…………… 10:20～
 - 歌「小机城を想う」…………… 10:40～
 (ソプラノ歌手 畑 真由美)
 - オープニングセレモニー…………… 10:50～
 - 「武者」出陣式・撮影会 …… 11:00～
 - 岸根高校吹奏楽部演奏…………… 11:50～
 - 剣舞〔凌雲会〕…………… 12:15～
 - 歴史を知って〇×クイズ…………… 12:35～
- ☆当日の都合により内容が変更になる場合があります。

イベント
会場案内図
金剛寺会場

模擬店
 10:00～13:00
 城郷中学校吹奏楽部演奏
 ……10:30～(約15分間)



☆設営当日現地に合わせて変更する場合があります。

歴史を知って〇×クイズ
 ～賞品をゲットしよう～
 開催場所・時間 本丸広場 12時35分～13時

クイズ正解者
 小机城特製
 菓子セット贈呈
 勝ち残り**30**名
 敗者復活**30**名

小机城ガイド
 受付 本丸広場 時間 10時・11時

小机城ジオラマ資料の展示
 受付 小机城址下 時間 9時～13時

Shin Yokohama GRACE HOTEL
 新横浜グレイスホテル
 新横浜駅 徒歩1分 Tel: 045-474-5111
 宴会・ウエディング・宿泊・レストラン

あなたの街に、あなたのそばに、JA横浜
 身近な暮らしのパートナーとしてお役立て下さい。

JA横浜 小机支店 横浜市港北区小机町971-1
 TEL 045(471)8981

Fill up Life with Electric Way
ナトリ電設株式会社
 Since 1969
 緑区東本郷 5-3-1 ☎045-473-0991

包装資材・事務用品(事務用品は定価の25%引)
PACKAGE MASAYA 包装のまさや
 TEL 045-473-5191 ホームページ <http://www.pcg-masaya.co.jp>

順不同

小机駅前広場 イベントプログラム

12:00 ~ 15:00

パレードについては最後のページに掲載

模擬店
10:00 ~ 15:00
《ホットカフェ小机》
《ゴボウハウス》
《ともだちの丘 スマイル》
《折本屋》



NPO法人楠の木学園
K-one動流夢〔よさこい〕
小机ゴスペルシンガーズ
フラレイマカマエ
日本舞踊／よさこいチーム
ダンス／はまっこダンサーズ
ストリートダンス〔SOUL Freedom〕
小机城址太鼓
☆出演順ではありません。
☆出演者の都合で変更になる場合があります。
お楽しみ抽選会〔小机商店街さん協力他〕



新横浜町内会

港北区新横浜 2-100-3 TEL 473-7934

(株)しのはら商事 代表取締役 奥野 洋介
新横浜バッティングパーク **ブンブン Boom!**
TEL.045-476-1277 www.boon-2-2.com

新横浜町内会 **鴨まん** kamo-man

LPガス・水・電気・光回線のライフラインカンパニー

TOELL

廃棄物からリサイクルを通して循環型社会の実現をサポートする

株式会社 春秋商事

本社 横浜市都筑区川向町1160 都筑中間処理リサイクルセンター
TEL. 045-472-5272 FAX. 045-472-5265

順不同

高野山 真言宗

三 会 寺

横浜市港北区鳥山町730 電話 472-4728



城郷幼稚園

横浜市港北区鳥山町730
幼稚園 電話 471-9127

大永5年・笠原越前守信翁により雲松院開基

曹洞宗 臥龍山 雲松院

横浜市港北区小机町1451番地 電話473-3515

貴雲寺

横浜市港北区岸根町614 TEL.045-491-9302

金剛寺

横浜市港北区小机町952 TEL.045-471-6294



和光葬儀社

☎0120-05-2194 FAX 045-5959-542
〒222-0036 横浜市港北区小机町1474番地 原橋ビル1F・2F・3F

※火葬式 162,800円(税込)
※海洋散骨 38,500円(税込)

社会福祉法人 秀峰会

横浜市城郷小机地域ケアプラザ



電話：045-478-1133

住所：港北区小机町 2484-4



本 法 寺

横浜市港北区小机町1379 TEL.045-471-9372



心の病やその障がいを持つ方の生活や活動の支援をしています。
社会福祉法人 陽だまりの会
〒222-0011 横浜市港北区菊名6-23-21 TEL: 045-423-3939
http://www.hidamari-group.jp/ FAX: 045-423-3950

シンコースポーツ株式会社



(横浜市小机スポーツ会館)

横浜市港北区小机町1800-1
電話：045-471-0050



窪倉電設株式会社

代表取締役 市原 淳一
〒222-0036 横浜市港北区小机町2600-46
TEL. 045-471-9633 FAX. 045-471-9724 Web. http://kuboden.co.jp

神奈川県知事[特-4] 第22965号

ENEOS株式会社特約店 ENEOSでんき代理店

久良岐屋石油株式会社

〒222-0036 横浜市港北区小机町2561番地
TEL.045-472-1112 FAX.045-471-7098

税金でみんなの街を活性化



よき経営者をめざすもの団体

公益社団法人 神奈川県会
城郷支部

"豊かな生活環境の実現" — それが私たちの使命です



奈良建設株式会社

港北区新横浜1-13-3
TEL 045-472-2111



Honda Cars 横浜

HONDA ホンダの中古車は U-Select 新横浜へ 045-470-1451



土地・建物
マンション
アパート
売買・賃貸・管理

株式会社 キューピーキュー

〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1012
TEL. 045-471-3535(代)



季節の花がいつでも 土志田園芸

花苗・花鉢

鳥山町26-1
TEL 471-2767

(株) 関



総合建築資材販売 有限会社 二瓶建材

神奈川県横浜市港北区鳥山町72
TEL. 045-471-9176 FAX. 045-471-9177



BICビルコ

不動産ステーション

いい地域 楽しい住まい

横浜市港北区新横浜1-12-13-1階
TEL 045-474-3660(代)





順不同

三井ショッピングパーク
 **LaLaport**
 YOKOHAMA


95th anniversary Since1930
 **川本工業株式会社**
 総合環境設備工事 設計・施工・保守
 〒231-0026 横浜市中区寿町2丁目5番地の1
 TEL: 045-662-2021 FAX: 045-662-0548

株式会社 おじま地所
 港北区新横浜3-16-10 TEL 045-473-6110

医療法人社団敬友会
 **小机歯科医院** 平日・土 9:30~18:30 ※日曜日・祝日休診
 駐車場・託児室完備 (事前予約制)
 TEL: 045-472-7102 外科・訪問診療有り

豊かな環境をクリエイトする
 総合電気設備工事
 **扶桑電機株式会社**
 港北区新横浜2-12-8 電話045(472)0201(代)

電気・空調・衛生・設備設計施工一式
 **清進電設株式会社**
 横浜市神奈川区三ツ沢西町11番18号
 電話045(321)7837番(代表) FAX045(321)9823番
 URL <http://www.seishin-ltd.com/> 代表取締役 清原 衛


 **便利なお届けサービス!**
ネットスーパー始めました!
 フジ鳥山店 ☎045-471-7111

 **くらしの友 新横浜総合斎場**
 くらしの友の互助会プラン 葬儀・婚礼に必要なセットがお得に
 「万葉のこころくばり」ご加入は月々1,000円から
 資料請求・お問合わせ くらしの友 横浜営業所 045-439-4225

蛇骨神社
 新横浜一丁目

城郷地区社会福祉協議会
 スローガン「たすけあうまち城郷」
 を推進して参ります

不動産のトータルクリエイト
 **和興開発株式会社**
 TEL 045-581-4183

ヨコアリくんは小机城址まつりを
全力で応援しています! 
 ヨコアリくん全力で活動中! ヨコアリくん 検索


 **ホンダオートテラス 港北インター**
 045-473-7111


 **Honda Cars 川崎 港北店**
 045-474-3311


 不動産業(売買・賃貸・管理・リフォーム)
黒沼興業株式会社 横浜市港北区小机町2482
 TEL 045-472-3322

建設・土木資材販売/日本工業規格製品表示認証工場
 高強度コンクリート(国土交通大臣)認定工場
株式会社 丸晶産業 神奈川区菅田町2753
 TEL 470-6200

 **株式会社 渡辺組**
 代表取締役 渡邊 一郎
 本社 〒231-0006 横浜市中区南仲通3-31
 TEL: 045-201-3400(代) FAX: 045-201-2380

母体保護法指定医
 **よしかた産婦人科**
 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町2430
 ☎045-472-8688 <http://www.yoshikata.or.jp/>

 **株式会社 東京キャレージ**
 TOKYO CARRIAGE 横浜市港北区小机町729-1番地

 **日本中央競馬会 ウインズ新横浜**
 〒222-0033
 神奈川県横浜市港北区新横浜2-15-7
 電話 045-475-9120

トータルエンジニア
 リングサービス
有限会社 昌栄 SHOEI
 営業本部 〒222-0035 電話 045-472-8791 番
 横浜市港北区鳥山町 848-5 FAX 045-472-8794 番
 E-mail shoel@ia4.itkeeper.ne.jp

(有) きし善
 代表取締役 横溝 一則

	協賛ご芳名		電 話		協賛ご芳名		電 話
1	(有)エトー電機	電化製品販売修理	472-2490	7	小机駅前 やまぎし内科・ 内視鏡クリニック	皆様のかかりつけ医と して幅広い診療に対応	470-7705
2	手作りパンの店 と き わ や	毎日手作りしております。 ご予約も承ります。 お気軽にお声かけ、も しくはお電話ください。	534-8549	8	城郷小机地区センター	余暇・会議・学習・ 健康・子育てに!	472-1331
3	折 本 屋	昔ながらの 手作りの味	471-5151	9	お好み焼 横浜じじ	安くて おいしい店	473-6210
4	いわの整形外科	小机町444-1	471-5505	10	(株)レイト商会	オートバイ用品 総合卸し	473-3646
5	(株)八木下ハウジング	不動産の事ならお気軽 にお問合わせ下さい	474-0005	11	グループホーム わかたけ小机	高齢者が安心して生活で きる施設 鳥山町1031	477-4355
6	こづくえ整骨院	体のことなら何でも ご相談下さい	477-4911	12	西 尾 商 店	野菜種・花苗 園芸資材販売	541-1147



1	(有)カクマン酒店	酒類・食料品	471-5291
2	宮 本 生 花 店	小机町150	472-4714
3	セブンイレブン横浜小机町店	小机町450-1	471-9205
4	品 川 接 骨 院	小机町864	478-4750
5	鈴栄産業株式会社	小机町991	471-9002



順不同

6	青木 歯 科 医 院	小机町983	471-9012
7	ぶじヶアサポート ぶじデザイナーズ	小机町982	471-0600
8	角 田 屋 材 木 店	小机町909	471-9208
9	ヒ ロ ヤ 薬 房	気軽に立ち寄れるお店	471-9007
10	横浜小机町郵便局	小机町970	472-4370
11	星電設株式会社	小机町1889	421-8991
12	デイリーヤマザキ横浜小机町	美味しい手作りパン販売中	471-8908
13	焼 肉 パ ゴ ダ	小机町1521-4	471-1608
14	F U U T A	お気軽にどうぞ!	474-2133

	協賛ご芳名		電 話
13	呑み処 あひる	心のオアシス あひるも皆様に愛され12年目 これからもごひいきに♡	474-0070
14	㈱アーバン・インダストリィ	不動産のご用命は当社へ	491-0940
15	鰻・旬や	国産うなぎ使用(月・火曜定休)	834-7442
	株式会社 三和	西区中央2-28-6	620-3261
	港北区スポーツ協会	大豆戸町518-1	533-0865
	ミヨシのタネ 中山駅前店	野菜種・花苗園芸切花販売	931-3001

協賛ご芳名	電 話
城郷地区民生委員・児童委員協議会 あなたの身近な相談相手	



15	ホットカフェ小机	カフェ・手作り小物	473-6300
16	Rapporti 酒屋とシェアキッチン	角打ち・イートインのあるお店	471-9018
17	(有) 田嶋商会	小机町2530	471-9102
18	BAR gardens	お酒の種類200以上	475-5008
19	しのはらビューティサロン	ヘア&フェイス	472-2220
20	おすとあんでる	18種類の大判焼	473-6256
21	石川商店	城郷小学校前 夕バコ・文具・駄菓子	472-6654
22	大進鮨	鳥山町732	471-5009
23	中華家庭料理 恩豊園	月曜定休(祝日の場合は営業)	473-1228

24	シンコー自動車(株)	お買得中古車専門店	472-1100
25	チャームスイート新横浜	鳥山町674	478-0065
26	セブン・イレブン横浜鳥山町東店	鳥山町457	471-8002
27	横浜鳥山郵便局	鳥山町31	475-1730
28	Grupetto (グルペット)	自転車修理大歓迎	947-2899
29	産経新聞神奈川区中央新横浜SC	産経新聞・サンケイスポーツ	271-4159
30	(株) アークラス	不動産のことならご相談ください	594-7656
31	㈱ホンダカーズ神奈川北岸根公園店	岸根公園駅から徒歩2分	413-6851
32	マリアこどもクリニック	岸根公園駅より徒歩2分	430-5415

順不同



新横浜公園 指定管理者代表団体 公益財団法人横浜市スポーツ協会
<https://www.nissan-stadium.jp/>

鉄骨造の品質保証 Mグレード認定工場
(株)かしゃ建設工業
 横浜市港北区小机町 1747-1
 冷凍食品～海上コンテナまで、ニーズに合わせた輸送
(株)ダイエー物流サービス

結婚式・各種ご宴会
Socia21
 横浜市港北区岸根町6-1 TEL 045-472-7777 (代表)

展示・ディスプレイ・装飾・デザインプランニング
株式会社ソーエー
 SOEI INC. INTERIOR & DISPLAY
 本社 横浜市港北区鳥山町 1261 TEL: 045(471)5400
 丸の内オフィス 東京都千代田区丸の内 2-4-1 丸の内ビルディング9階 TEL: 03(6269)9560
 ランドマークオフィス 横浜市西区みなとみらい 2-2-1 ランドマークタワー 11階 TEL: 045(222)5066

ご出産なら…
新横浜母と子の病院
 出産には必ず産科医が立会っています
 ●産科・婦人科・内科・小児科・麻酔科
 ●「自然分娩」「無痛分娩」「L.D.R.分娩」
 ●「分娩予約」は先着順とさせていただきます。
 TEL (045) 472-2911代
 港北区鳥山町650 / ホームページ <http://www.hahatoko.jp>

MYROOM TEL 045-474-3618
 横浜市港北区小机町1520



パレード参加団体
 横浜市消防音楽隊：ポートエンジェルス／小机マーチングバンド／
 ボーイスカウト横浜第20団／手作り甲冑隊／城郷中学校剣道部／
 「少年少女武者隊」／「武者行列」／岸根囃子／鳥山囃子
 ☆上記団体の記載順はパレードの配列順ではありません。

一般財団法人 **港北交通安全協会**
交通安全協会にご加入をお願いします!
 皆様から頂いた会費は、区役所、警察署の協力を得て、様々な交通安全活動に使わせて頂いております。
 事務所：〒222-0032 港北区大豆戸町680-5 港北警察署隣り
 TEL: 531-4440 FAX: 542-0641

新横浜から世界へ 世界から新横浜へ
新横浜ラーメン博物館
 URL: <http://www.raumen.co.jp>

城南信用金庫
小机支店
 横浜市港北区小机町1459 ☎045-472-8221(代)

土地・建物・分譲
株式会社 八木下商事
 本社 〒222-0035 横浜市港北区鳥山町17番地 電話(045)472-9696番(代表) FAX(045)473-4792番
 港北ニュータウン支店 〒224-0003 横浜市都筑区中川中央1-5-9 電話(045)913-7333番(代表) FAX(045)913-7321番

協力団体
 城南信用金庫小机支店・JA横浜小机支店・ボーイスカウト横浜第20団・城郷中学校・城郷小学校・小机小学校・城郷小机地域ケアプラザ・城郷小机地区センター・岸根高校・小机城趾太鼓愛好会・小机マーチングバンド・港北消防団第1分団・城郷地区青少年指導員連絡協議会・城郷地区スポーツ推進委員連絡協議会・港北交通安全協会・菊名記念病院

順不同

入場無料

開場 9時30分
開演 10時30分
会場 港北公会堂

港北芸能大会

令和七年五月三日(土)

踊る 舞う しなやかさ



港北芸能協会

寛紫郎の会	会主	坂東寛紫郎
翠会	会主	一条翠穂
夢月会	会主	夢月賀奈友
利扇会	会主	藤原利扇
匠扇会	会主	藍川媛香
貴美会	会主	弥生貴京
秀華会	会主	眞子秀華
生舞会	会主	桜川梅之一
麗会	会主	梨羽太朗
若会	会主	関野秀麗
	会主	藤若紫宝

パソコンがウイルスに感染? 偽の警告に注意!

ネットを利用中に突然「ウイルス感染、サポート窓口に連絡」と警告が出たので、慌てて電話すると「除去費用5万円を払うように」と言われた。

(相談者：70歳代 男性)

偽のサポート窓口に誘導し、サポート料金をプリペイド型電子マネーで、次々と支払わせる手口が増えています。

警告画面の電話番号には、慌てて連絡をしないでください。



⚠️ トラブル防止のポイント

- ✓ 警告の画面や音は、まず偽物か疑う!
- ✓ 警告が表示されても、慌てずにパソコンの電源を切る!
- ✓ 判断できなければ、周りに相談!



港北区の犯罪発生状況

1 刑法犯認知・検挙件数

	認知件数				検挙件数			
	令和7年 (2月末)	令和6年 (2月末)	前年増減		令和7年 (2月末)	令和6年 (2月末)	前年増減	
			件数	率 (%)			件数	率 (%)
総数	256	214	+42	+19.6%	103	107	-4	-3.7%
凶悪犯	1	5	-4	-80.0%	2	2	±0	±0.0%
粗暴犯	13	9	+4	+44.4%	15	17	-2	-11.8%
窃盗犯	189	157	+32	+20.4%	71	71	±0	±0.0%
知能犯	24	23	+1	+4.3%	1	6	-5	-83.3%
風俗犯	7	4	+3	+75.0%	3	3	±0	±0.0%
その他	22	16	+6	+37.5%	11	8	+3	+37.5%

2 窃盗犯認知・検挙件数

	認知件数				検挙件数				
	令和7年 (2月末)	令和6年 (2月末)	前年増減		令和7年 (2月末)	令和6年 (2月末)	前年増減		
			件数	率 (%)			件数	率 (%)	
侵入盗	空き巣	6	4	+2	+50.0%	1	6	-5	-83.3%
	事務所荒し	0	0	±0	---	0	0	±0	---
	その他	7	6	+1	+16.7%	11	1	+10	+1,000.0%
非侵入盗	自動車盗	5	6	-1	-16.7%	14	2	+12	+600.0%
	オートバイ盗	3	2	+1	+50.0%	0	3	-3	-100.0%
	自転車盗	56	49	+7	+14.3%	5	5	±0	±0.0%
	車上狙い	8	4	+4	+100.0%	3	5	-2	-40.0%
	ひったくり	0	0	±0	---	0	0	±0	---
	置き引き	8	3	+5	+166.7%	1	2	-1	-50.0%
	万引き	45	36	+9	+25.0%	19	27	-8	-29.6%
その他	51	47	+4	+8.5%	17	20	-3	-15.0%	

特殊詐欺発生状況 (令和7年2月末)

港北区内
11件 (前年比 +3件)
約2,530万円 (前年比 約+1,570万円)

SNS型投資・ロマンス詐欺発生状況 (令和7年2月末)

港北区内
4件
約2,380万円

港北警察署からの連絡

好事例事件発生 ～訪問看護師が受け子の犯人を捕まえた～

今年2月中旬に、被害者宅の固定電話機に息子を騙る犯人から電話が掛かってきて「交通事故の補償金として100万円を用意して欲しい。」と言われ、信じてしまった被害者はお金を準備してしまいました。

その後、訪問看護のため、被害者宅を訪れた看護師が被害者宅内にある多額の現金を発見したため、被害者に話を聞いたところ、詐欺の被害に遭っていることに気が付きました。

その時、看護師は被害者宅を訪問する前に不審な男が被害者宅の周辺にいたことを思い出したため、すぐに上司に報告し、応援に駆け付けた同僚等と共に不審な男に声を掛け、被害者宅にお金を受け取りにきた受け子と分かり犯人を捕まえました。

詐欺の電話等が掛かってきたり、詐欺に遭いそうな方を見かけたらすぐに警察に通報してください！！

神奈川県港北警察署 (電話番号:045-546-0110)



(令和7年2月末現在)

地区名	町名	凶悪犯	粗暴犯			窃盗犯													知能犯		その他刑法犯等	総計	前年同期	増減	増減比	特殊詐欺		
			暴行	傷害	恐喝その他	侵入盗			非侵入盗							合計	詐欺	その他知能犯										
						空き巣	事務所荒し	その他	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	ひったくり	置引き	万引き				その他	小計								
日吉地区	箕輪町				0			0			1					1	1	3			4	4	±0	±0.0%				
	日吉		1	1	2	1		1	2	1		4	1		3		2	11	15	1	1	17	11	+6	+54.5%	1		
	日吉本町			1	1			0				6				3	1	10	11	1	1	13	14	-1	-7.1%			
	下田町				0			0			1	1					2	4	4	1	1	6	1	+5	+500.0%			
篠原地区	富士塚				0			0								1	1	1			1	0	+1	--				
	篠原台町				0			0									0	0	0			0	1	+1	±0.0%	1		
	篠原町		1		1	1		1				2				5	5	12	14			14	5	+9	+180.0%			
	篠原西町				0			0			1	1						2	2			2	1	±0	--			
	篠原東			1	1	1		3	4									0	5			5	1	+4	+400.0%			
仲手原				0	1		1	1									0	1	1	1	2	1	+1	+100.0%				
網島地区	網島台				0			0										0	0	1		1	0	+1	--			
	網島西			1	1			0		1	14			1	1	10	27	28	3		2	33	25	+8	+32.0%	1		
	網島東				0			0			2				3	2	7	7			1	8	13	-5	-38.5%			
	網島上町				0			0									0	0				0	1	-1	-100.0%			
城郷地区	鳥山町				0	1		1	1	1					3	1	7	8			2	10	7	+3	+42.9%			
	岸根町				0			0			1						2	3	3			3	3	±0	±0.0%			
	小机町				0			0							3	1	5	5	3		1	9	12	-3	-25.0%			
大曾根地区	大曾根		1		1			0									0	1			1	2	5	-3	-60.0%			
	大曾根台				0			0									1	1	1			1	2	-1	--			
樽町地区	樽町				0			0		1	5	1		1	1	2	11	11	1			12	9	+3	+33.3%			
新吉田・あすなろ地区	新吉田町				0	1		1								1	1	2	1	1	1	4	5	-1	-20.0%			
	新吉田東				0	1		1	1		1	1			1	1	5	6	1	1	1	8	6	+2	+33.3%			
新羽地区	新羽町				0			0			3	1			5	2	11	11				11	15	-4	-26.7%			
	北新横浜				0			0							1		3	3				3	4	-1	-25.0%			
	新横浜	1	2	2	4		1	1	2		2		1	7	3	13	18	2	4	4	24	17	+7	+41.2%				
菊名地区	菊名				0			0			4				1	6	1	12	12	2	2	16	11	+5	+45.5%			
	大豆戸町				0			0							1	6	7	7			1	8	12	-4	-33.3%			
	錦が丘				0			0			1						1	1				1	0	+1	--			
	篠原北				0			0								1	1	1		1	1	2	0	+2	--			
師岡地区	師岡町				0			0	2	2	1		1	5	1	12	12	1			13	15	-2	-13.3%				
高田地区	高田町				0			0									0	0				0	1	-1	--			
	高田東		1		1			0			1					1	2	3	1			4	3	+1	+33.3%			
	高田西				0			0								2	2	2		1	1	3	2	+1	+50.0%			
大倉山地区	大倉山			1	1		1	1		1	1				2	4	6	1		1	8	8	±0	±0.0%				
	町名不明				0			0									0	0				0	0	±0	--			
港北区全体		1	6	6	1	13	6	0	7	13	5	3	56	8	0	8	45	51	176	202	24	0	22	248	214	+163	+76.2%	3
前年同期		5	4	5	0	9	4	0	6	10	6	2	49	4	0	3	36	47	147	171	22	1	20	214			8	
増減		-4	+2	+1	+1	+4	+2	±0	+1	+3	-1	+1	+7	+4	±0	+5	+9	+4	+29	+31	+2	-1	+2	+34			-5	

※ 赤色の数字は令和5年の同期より増加している犯罪を表しています。
 ※ 数字は全て手集計による暫定値です。



港北区の交通事故発生状況



	発生件数	死者数	負傷者数	子供（人数）	高齢者（人数）
令和7年	75	0	84	5	25
令和6年	91	0	98	5	33
増減	-16	±0	-14	±0	-8
増減率	-17.6%	-	-14.3%	0%	-24.2%

令和7年2月末現在（暫定値）

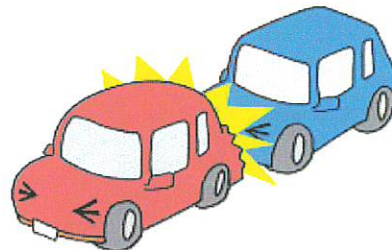
2月の事故の特徴（港区内）

追突事故が多く発生しました

2月中、管内では**37件中8件**の追突事故が発生し全体の約2割を占めています。追突事故の原因として多いのは、**前方不注意**です。

ほんの一瞬、前方から視線を外してしまうと大きな事故につながりますので脇見や、ながら運転をせず運転に集中しましょう。次に多いのは、**動静不注視**です。他車の動きを予測、確認しながらゆっくりと発進しましょう。

- ① 車間距離をあげる。
- ② 早めにブレーキを踏む。
- ③ 運転に集中する。
- ④ 夜間は早めにライトを点ける。



港北警察署からのお知らせ



★春の全国交通安全運動★



4月6日(日)から4月15日(火)までの10日間、春の全国交通安全運動が実施されます。

スローガン

- 新入学児童・園児を交通事故から守ろう

重点

- 子供を始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の安全の確保と正しい横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底と、「ながら運転」等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 二輪車の交通事故防止



交通法令を遵守し、事故防止にご協力をお願いします。

事故発生分析（2月末）

発生時間 ワースト3

16時～18時	17件
08時～10時	13件
14時～16時	9件

朝・夕の通勤時間や
登下校等の人の流動が
激しい時間帯に事故が
多くなっています！

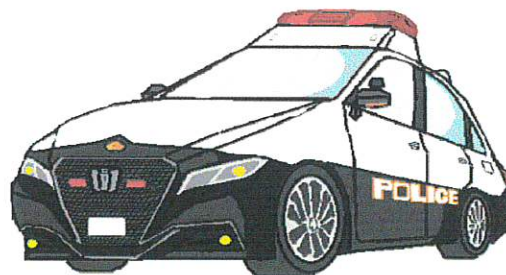
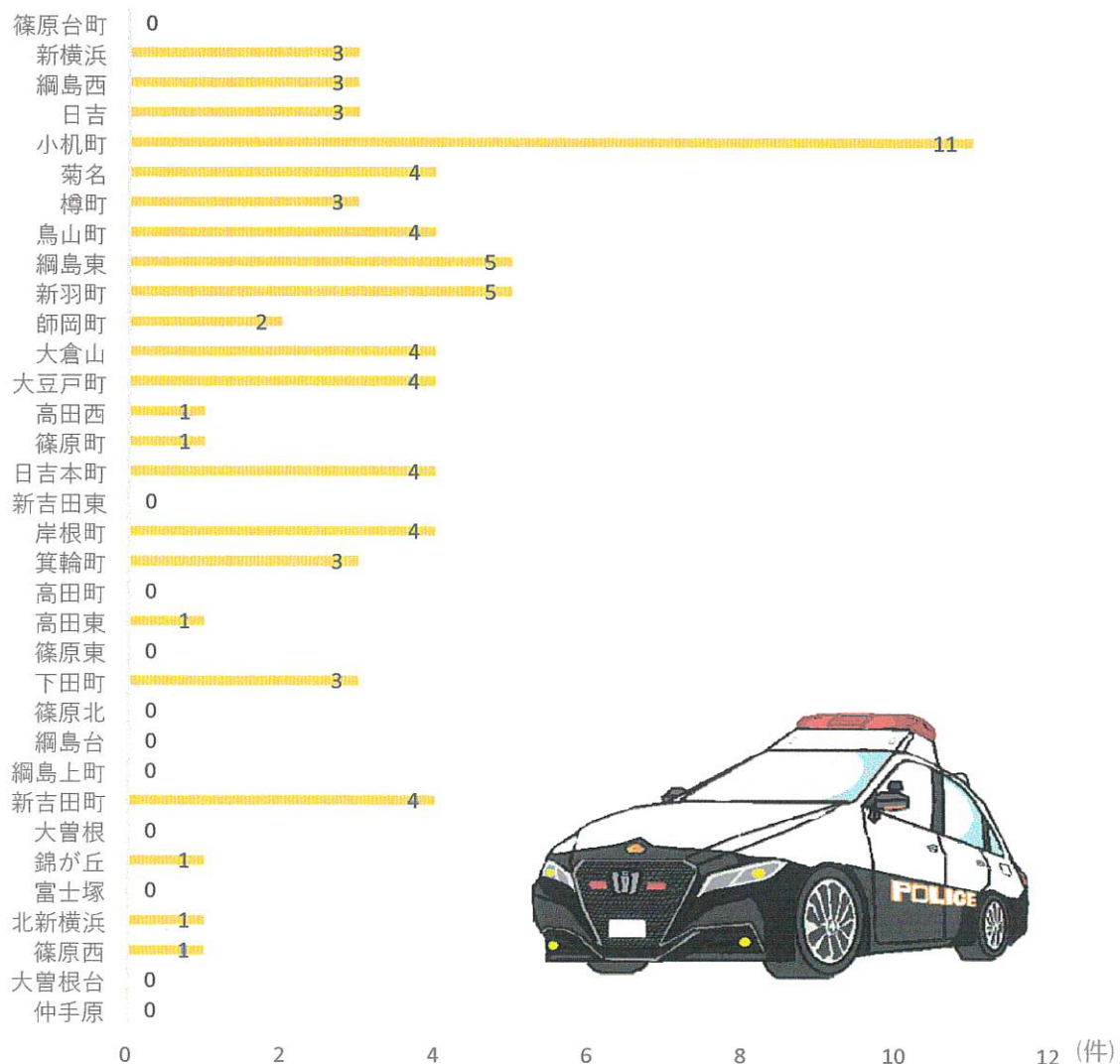
発生曜日 ワースト3

金曜日	18件
木曜日	12件
月曜日	11件

週の始めや週の終わりに
事故が多発しています。
疲れが溜まりやすいので、
十分な休息を取りましょ
う

町名別 事故発生状況

※2月末 暫定値



港北区内の火災・救急状況について

港北区区連会会議資料

令和7年3月21日

港北消防署

火災情報

令和7年2月28日現在

港 北 区 内				
火 災 発 生 状 況				
年 別	令和7年	令和6年	増△減	
件 数	18	13	5	
火災種別	建 物	14	11	3
	林 野	0	0	0
	車 両	1	1	0
	船 舶	0	0	0
	航 空 機	0	0	0
	そ の 他	3	1	2
損害	焼損床面積	371	35	336
	死 者	2	2	0
	焼死等	1	2	△1
	放火自殺	1	0	1
	負 傷 者	6	4	2

横 浜 市 内				
火 災 発 生 状 況				
年 別	令和7年	令和6年	増△減	
件 数	189	109	80	
火災種別	建 物	110	72	38
	林 野	0	0	0
	車 両	11	13	△2
	船 舶	0	0	0
	航 空 機	0	0	0
	そ の 他	68	24	44
損害	焼損床面積	1,856	1,363	493
	死 者	8	9	△1
	焼死等	7	8	△1
	放火自殺	1	1	0
	負 傷 者	26	22	4

主 な 出 火 原 因				
	年別	令和7年	令和6年	増△減
1	放火（疑い含む）	5	1	4
2	こんろ	4	1	3
3	ストーブ	1	4	△3
4	たばこ	1	2	△1
5	その他（調査中含む）	7	0	9

主 な 出 火 原 因				
	年別	令和7年	令和6年	増△減
1	たばこ	40	24	16
2	放火（疑い含む）	38	14	24
3	こんろ	19	12	7
4	配線器具	13	6	7
5	排気管	11	2	9

港北区連合町内会別火災発生状況		
合 計	18	
日吉地区連合町内会	1	
綱島地区連合自治会	0	
大曽根自治連合会	0	
樽町連合町内会	0	
菊名地区連合町内会	6	
師岡地区連合町内会	0	
大倉山地区連合町会	1	
篠原地区連合自治会	0	
城郷地区連合町内会	3	
新羽町連合町内会	1	
新吉田連合町内会	2	
新吉田あすなろ連合町内会	1	
高田町連合町内会	1	
その他	2	

行政区別火災発生状況			
年 別	令和7年	令和6年	増△減
合 計	189	109	80
鶴見	14	7	7
神奈川	8	5	3
西	5	5	0
中	22	12	10
南	16	7	9
港南	5	4	1
保土ヶ谷	9	7	2
旭	10	5	5
磯子	10	4	6
金沢	14	12	2
港北	18	13	5
緑	9	4	5
青葉	12	4	8
都筑	9	1	8
戸塚	12	7	5
栄	3	4	△1
泉	8	6	2
瀬谷	5	2	3

消防団分団担当地区別火災発生状況		
合 計	18	
第一分団	4	
第二分団	2	
第三分団	6	
第四分団	0	
第五分団	1	
第六分団	4	
第七分団	1	

※本年数値は速報値であり、確定値ではありません。



救急情報

令和7年2月28日現在

港北区内救急状況			
年 別	令和7年	令和6年	増△減
件 数	3,343	3,462	△ 119
急 病	2,404	2,535	△ 131
一般負傷	596	575	21
交通事故	85	102	△ 17
その他	258	250	8

横浜市内救急状況			
年 別	令和7年	令和6年	増△減
件 数	43,231	43,771	△ 540
急 病	30,779	31,397	△ 618
一般負傷	7,679	7,895	△ 216
交通事故	1,330	1,387	△ 57
その他	3,443	3,092	351

行政区別救急状況			
年 別	令和7年	令和6年	増△減
鶴見	3,166	3,107	59
神奈川	2,834	2,820	14
西	1,813	1,707	106
中	2,971	3,021	△ 50
南	2,825	2,507	318
港南	2,644	2,682	△ 38
保土ヶ谷	2,238	2,420	△ 182
旭	2,778	3,029	△ 251
磯子	1,913	2,050	△ 137
金沢	2,344	2,424	△ 80
港北	3,343	3,462	△ 119
緑	2,011	1,999	12
青葉	2,670	2,658	12
都筑	1,837	1,897	△ 60
戸塚	3,111	3,230	△ 119
栄	1,416	1,458	△ 42
泉	1,828	1,730	98
瀬谷	1,482	1,564	△ 82
市外	5	6	△ 1

令和7年4月1日から消防隊員等の防火装備を一新します。



《防火服》
 ※左から
 ・救助隊
 ・消防隊
 ・特殊災害対応隊



特別高度救助部隊（通称SR）



現場最高指揮者



消防署部隊